

# 1 法令等

改正

昭和46年7月14日条例第31号  
昭和47年7月12日条例第30号  
昭和48年4月1日条例第34号  
昭和51年3月31日条例第9号  
平成8年3月22日条例第6号  
平成15年3月18日条例第6号  
平成22年3月19日条例第7号  
平成24年3月21日条例第11号  
平成24年10月12日条例第55号  
平成29年7月11日条例第34号  
平成31年3月15日条例第7号

山形県防災会議条例をここに公布する。

山形県防災会議条例

(目的)

**第1条** この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第15条第8項の規定に基づき、山形県防災会議の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(委員の定数)

**第2条** 次の各号に掲げる者をもつて充てる委員の定数は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 法第15条第5項第5号に掲げる者 14人以内
- (2) 法第15条第5項第6号に掲げる者 5人以内
- (3) 法第15条第5項第7号に掲げる者 15人以内
- (4) 法第15条第5項第8号に掲げる者 8人以内

(委員及び専門委員の任期)

**第3条** 委員の任期は、関係行政機関の職員である委員を除き、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

2 専門委員の任期は、専門の事項に関する調査を終了するときまでとする。

(幹事)

**第4条** 防災会議に、幹事58人以内を置く。

- 2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、知事が任命する。
- 3 幹事は、防災会議の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(部会)

**第5条** 防災会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(庶務)

**第6条** 防災会議の庶務は、防災くらし安心部において処理する。

(委任)

**第7条** この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和46年7月14日条例第31号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和47年7月12日条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（昭和48年4月1日条例第34号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（昭和51年3月31日条例第9号）

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

**附 則**（平成8年3月22日条例第6号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。

**附 則**（平成15年3月18日条例第6号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

**附 則**（平成22年3月19日条例第7号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

**附 則**（平成24年3月21日条例第11号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

**附 則**（平成24年10月12日条例第55号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

- 2 この条例の施行に伴い新たに任命される委員の任期は、山形県防災会議条例第3条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の際現に在任する委員（関係行政機関の職員である委員を除く。）の任期の満了する日までとする。

**附 則**（平成29年7月11日条例第34号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成31年3月15日条例第7号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

改正

昭和48年4月1日条例第34号  
昭和51年3月31日条例第9号  
平成8年3月22日条例第6号  
平成8年7月9日条例第34号  
平成15年3月18日条例第6号  
平成22年3月19日条例第7号  
平成24年3月21日条例第11号  
平成24年10月12日条例第56号  
平成31年3月15日条例第7号

山形県災害対策本部条例をここに公布する。

山形県災害対策本部条例

(目的)

**第1条** この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第8項の規定に基づき、山形県災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

**第2条** 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総理し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を補佐し、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命をうけ、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

**第3条** 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

**第4条** 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員及び災害対策本部のその他の職員のうちから災害対策本部長が指名する。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

3 現地災害対策本部員は、現地災害対策本部長の命を受け、現地災害対策本部の事務に従事する。

(庶務)

**第5条** 災害対策本部の庶務は、防災くらし安心部において処理する。

(委任)

**第6条** この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和48年4月1日条例第34号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和51年3月31日条例第9号）

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（平成8年3月22日条例第6号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成8年7月9日条例第34号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年3月18日条例第6号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成22年 3 月19日条例第 7 号抄）  
（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成24年 3 月21日条例第11号抄）  
（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成24年10月12日条例第56号）  
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年 3 月15日条例第 7 号抄）  
（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

改正

昭和39年3月13日条例第3号  
昭和56年10月27日条例第30号  
平成6年12月20日条例第63号  
平成10年3月6日条例第2号  
平成19年2月23日条例第1号  
平成23年10月11日条例第45号

災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例をここに公布する。

災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例

(趣旨)

**第1条** 県は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第84条第2項の規定に基づき、同法第71条の規定による従事命令により応急措置の業務に従事した者（以下「従事者」という。）がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害が存することとなつたときは、この条例の定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によつて受ける損害を補償する。

(損害補償の種類)

**第2条** この条例により行なう損害の補償（以下「損害補償」という。）は、療養補償、休業補償、障害補償、遺族補償、葬祭補償及び打切補償の6種とする。

(補償基礎額)

**第3条** 損害補償（療養補償を除く。）は、補償基礎額を基準として行なう。

2 前項の補償基礎額は、次のとおりとする。

- (1) 従事者のうち、労働基準法（昭和22年法律第49号）に規定する労働者である者については、負傷若しくは死亡の原因である事故が発生した日又は診断によつて疾病の発生が確定した日を基準として、同法第12条の規定により算定した平均賃金の額
- (2) 従事者のうち、労働基準法に規定する労働者でない者については、その者が通常得ている収入の額を基準として知事が定める額。ただし、その者が通常得ている収入の額が、その地方で、同様の事業を営み、又は同様の業務に従事する者が通常得ている収入の額（以下「標準収入額」という。）をこえるときは、標準収入額を基準として知事が定める額とする。

(療養補償)

**第4条** 療養補償は、従事者が負傷し、又は疾病にかかつた場合において、当該従事者に対して、必要な療養に要する費用を支給して行ふ。

2 前項の療養の範囲は、次に掲げるものであつて、療養上相当と認められるものとする。

- (1) 診察
- (2) 薬剤又は治療材料の支給
- (3) 処置、手術その他の治療
- (4) 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- (5) 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- (6) 移送

(休業補償)

**第5条** 休業補償は、従事者が負傷し、又は疾病にかかり、療養のため従前の業務に服することができない場合において、当該従事者に対して、その業務に服することができない期間1日につき、補償基礎額の100分の60に相当する金額を支給して行ふ。

2 前項の場合において、当該従事者が引き続き業務上の収入の全部又は一部を受けるときは、同項の規定にかかわらず、その受けすることができる期間中の休業補償は、その受けすることができる収入の額が同項の規定によつて計算した金額に満たない場合に限り行なうものとし、その金額は、同項の規定によつて計算した金額と当該収入の額との差額に相当する額とする。

(障害補償)

**第6条** 障害補償は、従事者の負傷又は疾病が治つた場合において、別表に定める程度の障害が存するとき、当該従事者に対して、その障害の等級に応じ、補償基礎額に同表に定める倍数を乗じて得た金額を

支給して行なう。

- 2 別表で定める程度の障害が2以上ある場合の障害の等級は、最も重い障害に応ずる等級による。
- 3 次に掲げる場合の障害の等級は、前項の規定にかかわらず、次の各号のうち、従事者に最も有利なものによる。
  - (1) 第十三級以上に該当する障害が2以上ある場合には、最も重い障害に応ずる等級より1級上位の等級
  - (2) 第八級以上に該当する障害が2以上ある場合には、最も重い障害に応ずる等級より2級上位の等級
  - (3) 第五級以上に該当する障害が2以上ある場合には、最も重い障害に応ずる等級より3級上位の等級
- 4 前項の規定による障害補償の金額は、それぞれの障害に応ずる等級による障害補償の金額を合算した金額を超えてはならない。
- 5 既に障害のある従事者が、負傷又は疾病によつて、同一部位について障害の程度を加重した場合には、その障害補償の金額から従前の障害に応ずる等級による障害補償の金額を差し引いた金額をもつて、障害補償の金額とする。

(遺族補償)

**第7条** 遺族補償は、従事者が死亡した場合において、当該従事者の遺族に対して、補償基礎額の千倍に相当する金額を支給して行なう。

(遺族の範囲及び順位)

**第8条** 前条の遺族は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 配偶者（婚姻の届出をしないが、従事者の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）
  - (2) 子、父母、孫及び祖父母で、従事者の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していたもの
  - (3) 前2号に掲げる者のほか、従事者の死亡当時主としてその収入により生計を維持していた者
  - (4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で前2号に該当しないもの
- 2 前項に掲げる者の遺族補償を受ける順位は、同項各号の順位により、同項第2号又は第4号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ、当該各号に掲げる順序により、父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。
  - 3 従事者が遺言又は知事に対する予告で、第1項第3号及び第4号に掲げる者のうち特に指定した者があるときは、その指定された者は、同項第3号及び第4号に掲げる他の者に優先して遺族補償を受けるものとする。
  - 4 遺族補償を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合においては、遺族補償は、その人数によつて等分して行なうものとする。

(葬祭補償)

**第9条** 葬祭補償は、従事者が死亡した場合において、葬祭を行なう者に対して、補償基礎額の60倍に相当する金額を支給して行なう。

(打切補償)

**第10条** 第4条の規定によつて療養補償を受ける者が、療養補償の開始後3年を経過しても負傷又は疾病がなおらない場合においては、打切補償として、補償基礎額の1,200倍に相当する金額を支給することができる。

- 2 前項の規定により打切補償を行なつた場合においては、その後における損害補償は行なわない。

(重複給付の禁止)

**第11条** 損害補償を受けるべき者が他の法令（条例を含む。）による療養その他の給付又は補償を受けたときは、同一の事故については、その給付又は補償の限度において、損害補償を行なわない。

- 2 損害補償の原因である事故が第三者の行為によつて生じた場合において、損害補償を受けるべき者が当該第三者から損害補償を受けたときは、同一の事故については、その賠償の限度において、損害補償を行なわない。

(規則への委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の規定に基づく療養に要する費用の支給に係る当該療養に継続して、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）第6条第2項の脳死した者の身体への処置がされた場合には、当分の間、当該処置はこの条例の規定に基づく療養に要する費用の支給に係る当該療養とみなす。

附 則（昭和39年3月13日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和56年10月27日条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成6年12月20日条例第63号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年3月6日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年2月23日条例第1号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に補償を行う事由の生じた障害補償については、なお従前の例による。

附 則（平成23年10月11日条例第45号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表

等級	倍数	障害
一級	1,340	(1) 両眼が失明したもの (2) 咀(そ)嚼(しやく)及び言語の機能が失われたもの (3) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (5) 両上肢をそれぞれひじ関節以上で失ったもの (6) 両上肢が用をなさなくなったもの (7) 両下肢をそれぞれひざ関節以上で失ったもの (8) 両下肢が用をなさなくなったもの
二級	1,190	(1) 一眼が失明し、他眼の視力が0.02以下に減じたもの (2) 両眼の視力がそれぞれ0.02以下に減じたもの (3) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (5) 両上肢をそれぞれ手関節以上で失ったもの (6) 両下肢をそれぞれ足関節以上で失ったもの
三級	1,050	(1) 一眼が失明し、他眼の視力が0.06以下に減じたもの (2) 咀(そ)嚼(しやく)又は言語の機能が失われたもの (3) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (5) 両手のすべての指を失ったもの
四級	920	(1) 両眼の視力がそれぞれ0.06以下に減じたもの (2) 咀(そ)嚼(しやく)及び言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力が全く失われたもの (4) 一上肢をひじ関節以上で失ったもの



		<ul style="list-style-type: none"> <li>(5) 一下肢をひざ関節以上で失ったもの</li> <li>(6) 両手のすべての指が用をなさなくなったもの</li> <li>(7) 両足をリスフラン関節以上で失ったもの</li> </ul>
五級	790	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 一眼が失明し、他眼の視力が0.1以下に減じたもの</li> <li>(2) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの</li> <li>(3) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの</li> <li>(4) 一上肢を手関節以上で失ったもの</li> <li>(5) 一下肢を足関節以上で失ったもの</li> <li>(6) 一上肢が用をなさなくなったもの</li> <li>(7) 一下肢が用をなさなくなったもの</li> <li>(8) 両足のすべての指を失ったもの</li> </ul>
六級	670	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 両眼の視力がそれぞれ0.1以下に減じたもの</li> <li>(2) 咀(そ)嚼(しやく)又は言語の機能に著しい障害を残すもの</li> <li>(3) 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度に減じたもの</li> <li>(4) 一方の耳の聴力が全く失われ、他方の耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度に減じたもの</li> <li>(5) 脊(せき)柱に著しい変形又は運動障害を残すもの</li> <li>(6) 一上肢の三大関節のうちのいずれか二関節が用をなさなくなったもの</li> <li>(7) 一下肢の三大関節のうちのいずれか二関節が用をなさなくなったもの</li> <li>(8) 片手のすべての指を失ったもの又はおや指をあわせ片手の4本の指を失ったもの</li> </ul>
七級	560	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 一眼が失明し、他眼の視力が0.6以下に減じたもの</li> <li>(2) 両耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度に減じたもの</li> <li>(3) 一方の耳の聴力が全く失われ、他方の耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度に減じたもの</li> <li>(4) 神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの</li> <li>(5) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの</li> <li>(6) おや指をあわせ片手の3本の指を失ったもの又はおや指以外の片手の4本の指を失ったもの</li> <li>(7) 片手の全ての指が用をなさなくなったもの又はおや指をあわせ片手の4本の指が用をなさなくなったもの</li> <li>(8) 片足をリスフラン関節以上で失ったもの</li> <li>(9) 一上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの</li> <li>(10) 一下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの</li> <li>(11) 両足の全ての指が用をなさなくなったもの</li> <li>(12) 外貌が著しく醜くなったもの</li> <li>(13) 両側の鞏(こう)丸を失ったもの</li> </ul>
八級	450	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 一眼が失明し、又は一眼の視力が0.02以下に減じたもの</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>(2) 脊(せき)柱に運動障害を残すもの</li> <li>(3) おや指をあわせ片手の2本の指を失ったもの又はおや指以外の片手の3本の指を失ったもの</li> <li>(4) おや指をあわせ片手の3本の指が用をなさなくなつたもの又はおや指以外の片手の4本の指が用をなさなくなつたもの</li> <li>(5) 一下肢を5センチメートル以上短縮したもの</li> <li>(6) 一上肢の三大関節のうちのいずれか一関節が用をなさなくなつたもの</li> <li>(7) 一下肢の三大関節のうちのいずれか一関節が用をなさなくなつたもの</li> <li>(8) 一上肢に偽関節を残すもの</li> <li>(9) 一下肢に偽関節を残すもの</li> <li>(10) 片足のすべての指を失つたもの</li> </ul>
九級	350	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 両眼の視力がそれぞれ0.6以下に減じたもの</li> <li>(2) 一眼の視力が0.06以下に減じたもの</li> <li>(3) 両眼にそれぞれ半盲症、視野狭窄(さく)又は視野変状を残すもの</li> <li>(4) 両眼のまぶたにそれぞれ著しい欠損を残すもの</li> <li>(5) 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの</li> <li>(6) 咀(そ)嚼(しやく)及び言語の機能に障害を残すもの</li> <li>(7) 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度に減じたもの</li> <li>(8) 一方の耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度に減じ、他方の耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度に減じたもの</li> <li>(9) 一方の耳の聴力が全く失われたもの</li> <li>(10) 神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの</li> <li>(11) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの</li> <li>(12) 片手のおや指を失つたもの又はおや指以外の片手の2本の指を失つたもの</li> <li>(13) おや指をあわせ片手の2本の指が用をなさなくなつたもの又はおや指以外の片手の3本の指が用をなさなくなつたもの</li> <li>(14) 第一足指をあわせ片足の2本以上の指を失つたもの</li> <li>(15) 片足の全ての指が用をなさなくなつたもの</li> <li>(16) 外貌が相当程度醜くなつたもの</li> <li>(17) 生殖器に著しい障害を残すもの</li> </ul>
十級	270	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 一眼の視力が0.1以下に減じたもの</li> <li>(2) 正面を見た場合に複視の症状を残すもの</li> <li>(3) 咀(そ)嚼(しやく)又は言語の機能に障害を残すもの</li> <li>(4) 14本以上の歯に歯科補綴(てつ)を加えたもの</li> <li>(5) 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度に減じたもの</li> <li>(6) 一方の耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度に減じたもの</li> <li>(7) 片手のおや指が用をなさなくなつたもの又はおや指以外の片手の2本の指が用をなさなくなつたもの</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>(8) 一下肢を3センチメートル以上短縮したもの</li> <li>(9) 片足の第一足指又は他の4本の指を失ったもの</li> <li>(10) 一上肢の三大関節のうちのいずれか一関節の機能に著しい障害を残すもの</li> <li>(11) 一下肢の三大関節のうちのいずれか一関節の機能に著しい障害を残すもの</li> </ul>
十一級	200	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 両眼の眼球にそれぞれ著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの</li> <li>(2) 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</li> <li>(3) 一眼のまぶたに著しい欠損を残すもの</li> <li>(4) 10本以上の歯に歯科補綴(てつ)を加えたもの</li> <li>(5) 両耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度に減じたもの</li> <li>(6) 一方の耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度に減じたもの</li> <li>(7) 脊(せき)柱に変形を残すもの</li> <li>(8) 片手のひとさし指、なか指又はくすり指を失ったもの</li> <li>(9) 第一足指をあわせ片足の2本以上の指が用をなさなくなつたもの</li> <li>(10) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの</li> </ul>
十二級	140	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 一眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの</li> <li>(2) 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</li> <li>(3) 7本以上の歯に歯科補綴(てつ)を加えたもの</li> <li>(4) 一方の耳の耳殻の大部分を欠損したもの</li> <li>(5) 鎖骨、胸骨、ろく骨、けんこう骨又は骨盤骨に著しい変形を残すもの</li> <li>(6) 一上肢の三大関節のうちのいずれか一関節の機能に障害を残すもの</li> <li>(7) 一下肢の三大関節のうちのいずれか一関節の機能に障害を残すもの</li> <li>(8) 長管状骨に変形を残すもの</li> <li>(9) 片手のこ指を失ったもの</li> <li>(10) 片手のひとさし指、なか指又はくすり指が用をなさなくなつたもの</li> <li>(11) 片足の第二足指を失ったもの、第二足指をあわせ片足の2本の指を失ったもの又は片足の第三足指以下の3本の指を失ったもの</li> <li>(12) 片足の第一足指又は他の4本の指が用をなさなくなつたもの</li> <li>(13) 局部に頑固な神経症状を残すもの</li> <li>(14) 外貌が醜くなつたもの</li> </ul>
十三級	90	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 一眼の視力が0.6以下に減じたもの</li> <li>(2) 正面以外を見た場合に複視の症状を残すもの</li> <li>(3) 一眼に半盲症、視野狭窄(さく)又は視野変状を残すもの</li> <li>(4) 両眼のまぶたにそれぞれ一部の欠損又はまつげはげを残すもの</li> <li>(5) 5本以上の歯に歯科補綴(てつ)を加えたもの</li> <li>(6) 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの</li> <li>(7) 片手のこ指が用をなさなくなつたもの</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>(8) 片手のおや指の指骨の一部を失ったもの</li> <li>(9) 一下肢を1センチメートル以上短縮したもの</li> <li>(10) 片足の第三足指以下の1本又は2本の指を失ったもの</li> <li>(11) 片足の第二足指が用をなさなくなつたもの、第二足指をあわせ片足の2本の指が用をなさなくなつたもの又は片足の第三足指以下の3本の指が用をなさなくなつたもの</li> </ul>
十四級	50	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 一眼のまぶたの一部に欠損又はまつげはげを残すもの</li> <li>(2) 3本以上の歯に歯科補綴(てつ)を加えたもの</li> <li>(3) 一方の耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度に減じたもの</li> <li>(4) 上肢の露出面にてのひら大以上の大きさの醜いあとを残すもの</li> <li>(5) 下肢の露出面にてのひら大以上の大きさの醜いあとを残すもの</li> <li>(6) 片手のおや指以外の指の指骨の一部を失ったもの</li> <li>(7) 片手のおや指以外の指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなつたもの</li> <li>(8) 片足の第三足指以下の1本又は2本の指が用をなさなくなつたもの</li> <li>(9) 局部に神経症状を残すもの</li> </ul>

備考

- 1 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異状があるものについては、矯正視力によつて測定する。
- 2 手の指を失つたものとは、おや指は指節間関節、その他の指は近位指節間関節以上失つたものをいう。
- 3 手の指が用をなさなくなつたものとは、指の末節骨の半分以上を失い、又は中手指節関節若しくは近位指節間関節（おや指にあつては、指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。
- 4 足の指を失つたものとは、その全部を失つたものをいう。
- 5 足の指が用をなさなくなつたものとは、第一足指は末節骨の半分以上、その他の指は遠位指節間関節以上を失つたもの又は中足指節関節若しくは近位指節間関節（第一足指にあつては、指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。
- 6 各等級の障害に該当しない障害であつて、各等級の障害に相当するものは、当該等級の障害とする。

## 改正

令和3年7月6日条例第56号

## 山形県防災基本条例

## 目次

## 前文

## 第1章 総則（第1条—第9条）

## 第2章 基本的な取組事項

## 第1節 県民（第10条—第18条）

## 第2節 事業者（第19条—第26条）

## 第3節 学校等（第27条—第33条）

## 第4節 自主防災組織等（第34条—第37条）

## 第5節 県及び市町村（第38条—第52条）

## 第3章 山形県防災月間（第53条）

## 附則

私たちの暮らす山形県は、日本百名山に数えられる秀麗な山々に囲まれ、「母なる川」最上川が米沢、山形、新庄の各盆地と庄内平野を貫いて日本海に流れている。懐深い山地、肥沃な平地、豊穡の海、そして明瞭な四季という自然に恵まれた地域にあって、先人は、自然と調和した独自で多様な文化を育んできた。

しかし、自然は、私たちに多くの恵みをもたらす一方で、地震、津波、豪雨、豪雪等による様々な災害を引き起こしてきた。平成25年から2年連続で置賜地域を襲った豪雨災害は記憶に新しいが、昭和49年の大蔵村赤松で発生した地滑り、昭和42年の羽越豪雨、昭和39年の新潟地震、明治27年の庄内地震、江戸時代末期の庄内沖地震及び象潟地震等による災害など、幾多の災害が発生している。

現在、県内には、4つの活断層帯及び4つの活火山が確認されており、さらに、日本海東縁部における断層帯や近年頻発する異常気象なども考慮すれば、本県においても、大規模な災害がいつ発生しても不思議ではない。

もとより、地震、津波、豪雨、豪雪等による災害の発生を完全に防ぐことは不可能である。しかし、県民や地域による平時からの努力によって、被害を減らすことは可能である。東日本大震災をはじめとする、近年の大規模災害への対応から得られた教訓として、被害を最小限にとどめるためには、県及び市町村が行う「公助」に加え、県民が自らの安全を自ら守る「自助」、県民、事業者、自主防災組織等が地域において相互に助け合う「共助」の取組が求められている。そして、自助、共助及び公助を一体として、防災意識を共有し、相互に連携して、継続的に取組を進めることが重要である。

ここに、私たちは、豊かな恵みをもたらす山形の自然に深く感謝し、その引き起こす災害のリスクを正しく理解しながら、将来にわたって共存を図ることを目指して、災害から県民の生命、身体及び財産を守るため、自助、共助及び公助を一体として防災の取組を進め、「災害に強い山形県」を実現することを決意し、この条例を制定する。

## 第1章 総則

## (目的)

**第1条** この条例は、県民の生命、身体及び財産を災害から守るため、防災に関し、基本理念を定め、県民、事業者、学校等及び自主防災組織等の役割並びに県及び市町村の責務を明らかにするとともに、それぞれの基本的な取組事項を定めることにより、総合的かつ一体的な防災の取組を推進し、もって災害に強い地域社会の実現を図ることを目的とする。

## (定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発（以下「異常な自然現象等」という。）により生ずる被害をいう。
- (2) 防災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、並びに災害復旧及び災害からの復興を図ることをいう。

- (3) 学校等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（第6条第1項において「学校」という。）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園（第6条第1項において「幼保連携型認定こども園」という。）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所をいう。
  - (4) 自主防災組織等 災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条の2第2号に規定する自主防災組織その他の地域における防災活動を自発的に行う組織をいう。
  - (5) 要配慮者 法第8条第2項第15号に規定する要配慮者をいい、外国人及び旅行者のうち特に配慮を要する者を含むものとする。
  - (6) 避難行動要支援者 法第49条の10第1項に規定する避難行動要支援者をいう。
- （基本理念）

**第3条** 防災の取組は、次に掲げる事項を旨として行われるものとする。

- (1) 科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえつつ、災害に備えるための措置を適切に組み合わせて一体的に講ずること。
  - (2) 人の生命及び身体の安全確保を最優先に被害の最小化を図ること。
  - (3) 自助（県民が自らの安全を自ら守ることをいう。）、共助（地域の住民等が相互に助け合い、地域の安全を確保することをいう。）及び公助（県及び市町村が住民の生命、身体及び財産を保護することをいう。）を一体として継続的に進めること。
  - (4) 被災者等の基本的人権を尊重するとともに、要配慮者への配慮及び男女共同参画の視点を踏まえること。
- （県民の役割）

**第4条** 県民は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、日常的に災害に関する意識を持って、災害から自らの生命、身体及び財産を守るための防災の取組を積極的に行うよう努めるものとする。

- 2 県民は、基本理念にのっとり、地域において消防団（消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条第3号に規定する消防団をいう。以下同じ。）、自主防災組織等、ボランティア（被災者の援護等のために防災の取組を行うものに限る。以下同じ。）等が行う防災の取組に参加するよう努めるとともに、県及び市町村が実施する防災に関する施策に協力するよう努めるものとする。
- （事業者の役割）

**第5条** 事業者（学校等の設置者を除く。第23条、第24条及び第52条を除き、以下同じ。）は、基本理念にのっとり、日常的に災害に関する意識を持って、災害から従業者、施設の利用者等の生命及び身体を守るための防災の取組を積極的に行うよう努めるものとする。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、地域において消防団、自主防災組織等、ボランティア等が行う防災の取組に参加するよう努めるとともに、県及び市町村が実施する防災に関する施策に協力するよう努めるものとする。
- （学校等の役割）

**第6条** 学校等の設置者又は管理者（学校の校長及び幼保連携型認定こども園の園長を含む。以下「学校等の設置者等」という。）は、基本理念にのっとり、日常的に災害に関する意識を持って、災害から乳幼児、児童、生徒又は学生の生命及び身体を守るため、防災教育その他の防災の取組を積極的に行うよう努めるものとする。

- 2 学校等の設置者等は、基本理念にのっとり、地域において消防団、自主防災組織等、ボランティア等が行う防災の取組との連携を図りつつ、県及び市町村が実施する防災に関する施策に協力するよう努めるものとする。
- （自主防災組織等の役割）

**第7条** 自主防災組織等は、基本理念にのっとり、日常的に災害に関する意識を持って、消防団、ボランティア等と連携しつつ、災害から地域住民の生命及び身体を守るための防災の取組を積極的に行うよう努めるものとする。

- 2 自主防災組織等は、基本理念にのっとり、県及び市町村が実施する防災に関する施策に協力するよう努めるものとする。
- （市町村の責務）

**第8条** 市町村は、基本理念にのっとり、法第42条第1項の規定により作成された市町村地域防災計画等に即して、災害から住民の生命、身体及び財産を保護するため、住民、事業者、学校等の設置者等、自主防災組織等、国、県その他の関係者と連携して、防災に関する施策を推進するものとする。

(県の責務)

**第9条** 県は、基本理念にのっとり、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）第13条の規定により定めた事前防災及び減災等のための山形県強靱化計画、法第40条第1項の規定により作成された山形県地域防災計画等に即して、災害から県民の生命、身体及び財産を保護するため、県民、事業者、学校等の設置者等、自主防災組織等、国、市町村その他の関係者と連携して、防災に関する施策を総合的に推進するものとする。

2 県は、防災に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

## 第2章 基本的な取組事項

### 第1節 県民

(防災知識等の習得等)

**第10条** 県民は、災害の発生原因となる異常な自然現象等の特徴、予測される災害、災害から自らの生命、身体及び財産を守るための手段その他の防災に関する知識及び技能（以下「防災知識等」という。）を習得するため、防災訓練及び防災に関する講習（以下「防災訓練等」という。）に参加するよう努めるとともに、防災に関する情報を収集するよう努めるものとする。

(避難行動の確認等)

**第11条** 県民は、災害から自らの生命及び身体を守るための行動を迅速かつ適切にとることができるよう、指定緊急避難場所（法第49条の4第1項に規定する指定緊急避難場所をいう。以下同じ。）、避難経路及び家族等の安否確認の方法を、あらかじめ、確認するよう努めるものとする。

2 避難行動要支援者は、市町村が行う避難行動要支援者の避難支援に関する体制の整備に協力するよう努めるものとする。

(建築物の耐震に関する施策への協力等)

**第12条** 県民は、地震による建築物の倒壊等から自らの生命及び身体を守るため、建築物の耐震診断（建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第2条第1項に規定する耐震診断をいう。以下同じ。）及び耐震改修（同条第2項に規定する耐震改修をいう。以下同じ。）の重要性に関する理解を深め、国、県及び市町村が行う耐震改修の促進に関する施策に協力するよう努めるとともに、家具、家電製品等の転倒を防止するための措置その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(建築物の防火の措置)

**第13条** 県民は、異常な自然現象等による建築物の火災から自らの生命及び身体を守るため、消火器の設置、地震が発生した場合に電流を自動的に遮断する装置の設置その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(生活必需物資等の備蓄等)

**第14条** 県民は、災害が発生した場合に自らの生命を守り、及び最低限度の生活を維持できるよう、食料、飲料水その他の生活必需物資及びラジオその他の情報収集のための機器を備蓄し、並びにそれらの定期的な点検を実施するよう努めるものとする。

2 県民は、前項の規定により備蓄すべき物資のうち避難の際に特に必要なものを迅速に持ち出せるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(災害時の安全確保)

**第15条** 県民は、法第56条第1項後段の規定による通知若しくは警告又は法第60条第1項の規定による立退きの指示（以下「避難指示等」という。）がされた場合において、災害から自らの生命及び身体を守るため、速やかに当該避難指示等に応じた行動をとるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、県民は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、自らの生命及び身体を守るため必要と認めるときは、直ちに避難等を行うものとする。

3 県民は、避難等を行う場合には、要配慮者が円滑に避難等を行うことができるよう配慮するよう努めるものとする。

(災害時の火災防止の措置)

**第16条** 県民は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、自らの生命及び身体の安全の確保に支障を生じない限度において、火気の使用の停止、ガス及び電気の遮断その他の火災の発生及び

拡大を防止するための措置を講ずるよう努めるものとする。

(指定避難所における行動)

**第17条** 指定避難所(法第49条の7第1項に規定する指定避難所をいう。以下同じ。)に滞在する県民は、相互に協力しつつ、主体的に指定避難所の運営に携わるよう努めるとともに、要配慮者の特性に応じた配慮その他の円滑に共同生活を営むために必要な行動をとるよう努めるものとする。

(災害復旧及び災害からの復興の取組)

**第18条** 県民は、迅速な災害復旧及び災害からの復興を図るため、相互に協力して、自らの生活の再建及び地域社会の再生に努めるものとする。

## 第2節 事業者

(従業者に対する防災知識等の普及等)

**第19条** 事業者は、その従業者に対する防災知識等の普及を図るため、防災訓練等を実施するよう努めるとともに、地域等における防災訓練等への参加その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 主として要配慮者が利用する施設(学校等を除く。以下「要配慮者関連施設」という。)の設置者又は管理者は、前項に規定する措置を講ずるに当たっては、要配慮者の特性に特に留意するよう努めるものとする。

(従業者に対する施設内における待機方針の周知等)

**第20条** 事業者は、災害が発生した場合に従業者、施設の利用者等が一斉に帰宅することによる事故及び混乱を防止するため、あらかじめ、施設内における待機の方針について定め、及びその従業者に対して周知するよう努めるとともに、家族等の安否を確認するための連絡手段の確認を促すよう努めるものとする。

(事業継続計画の策定等)

**第21条** 事業者は、異常な自然現象等による事業活動への影響の最小化を図るため、事業継続計画(災害が発生した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業を継続し、又は早期にその復旧を図るために必要な事項を定める計画をいう。)の策定その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(生活必需物資の備蓄等)

**第22条** 事業者は、災害が発生した場合に事業を継続し、又は早期にその再開ができるよう、及び帰宅困難者(災害が発生した場合において、公共交通機関の運行に支障が生じたこと、道路に障害が生じたこと等により帰宅することが困難となった者をいい、第20条に規定する方針に従って施設内に待機している者を含む。)となった従業者、施設の利用者等が施設内において待機できるよう食料、飲料水その他の生活必需物資を備蓄するよう努めるとともに、それらの定期的な点検を実施するよう努めるものとする。

(建築物の耐震に関する施策への協力等)

**第23条** 事業者は、地震による建築物の倒壊等から従業者、施設の利用者等の生命及び身体を守るため、建築物の耐震診断及び耐震改修の重要性に関する理解を深め、国、県及び市町村が行う耐震改修の促進に関する施策に協力するよう努めるとともに、備品等の転倒及び外壁、看板等の落下を防止するための措置その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(災害時の従業者等の安全確保等)

**第24条** 事業者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、従業者、施設の利用者等の生命及び身体を守り、並びに従業者、施設の利用者等が一斉に帰宅することによる事故及び混乱を防止するため、その管理する施設及び設備の安全性並びに周辺の状況の確認、災害に関する情報の収集及び伝達、従業者、施設の利用者等の安全な場所への避難誘導並びに救出及び救護、施設内における待機の指示その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 前項に規定する措置は、事業者(法人にあってはその代表者)及びその従業者の生命及び身体の安全の確保に支障を生じない限度において講ずるものとする。

(災害時の要配慮者関連施設における安全確保)

**第25条** 要配慮者関連施設の設置者又は管理者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、要配慮者の生命及び身体を守るため、その特性を踏まえ、適時かつ適切な避難誘導その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 前条第2項の規定は、要配慮者関連施設の設置者又は管理者が行う前項に規定する措置について準用



する。

(災害復旧及び災害からの復興の取組)

**第26条** 事業者は、迅速な災害復旧及び災害からの復興を図るため、事業を継続し、又は早期に再開することによって雇用を確保するよう努めるとともに、地域経済の復興に協力するよう努めるものとする。

### 第3節 学校等

(学校等における防災教育の実施)

**第27条** 学校等の設置者等は、幼児、児童、生徒又は学生が、災害が発生した場合にその発達段階に応じた適切な行動をとることができ、並びに地域における防災の取組に積極的に参加し、及び協力できるようにするため、防災訓練その他の防災教育を実施するよう努めるものとする。

2 学校等の設置者等は、前項に規定する防災教育を効果的かつ円滑に実施するため、幼児、児童、生徒又は学生の保護者等との連携を図るよう努めるものとする。

(地域等との連携等の取組の推進)

**第28条** 学校等の設置者等は、災害から乳幼児、児童、生徒又は学生の生命及び身体を守るため、市町村、自主防災組織等、ボランティアその他の関係者と連携した取組を推進するよう努めるものとする。

(学校等の避難所等の指定)

**第29条** 学校等の設置者等は、その施設について市町村長が法第49条の4第1項又は第49条の7第1項の規定により避難所等(指定緊急避難場所又は指定避難所をいう。以下同じ。)に指定しようとする場合には、当該指定に協力するよう努めるものとする。

2 学校等の設置者等は、その施設が避難所等に指定された場合において、災害が発生した場合における円滑な避難所等の運営に資するため、あらかじめ、市町村、自主防災組織等その他の関係者と協議を行うよう努めるものとする。

(施設の耐震に関する施策への協力等)

**第30条** 学校等の設置者等は、地震による施設の倒壊等から乳幼児、児童、生徒又は学生の生命及び身体を守るため、施設の耐震診断及び耐震改修の重要性に関する理解を深め、国、県及び市町村が行う耐震改修の促進に関する施策に協力するよう努めるとともに、備品の転倒及び外壁、吊り天井等の落下を防止するための措置その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(災害時の安全確保)

**第31条** 学校等の設置者等は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、乳幼児、児童、生徒又は学生の生命及び身体を守るため、その特性を踏まえ、適時かつ適切な避難誘導その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 第24条第2項の規定は、学校等の設置者等が行う前項に規定する措置について準用する。

(施設が避難所等として使用される場合の協力)

**第32条** 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、学校等の設置者等は、その学校等の施設が避難所等として使用されるときは、市町村、自主防災組織等、ボランティアその他の関係者と連携して、市町村による避難所等の運営が円滑に行われるよう協力するよう努めるものとする。

(災害復旧及び災害からの復興の取組)

**第33条** 災害が発生した場合において、学校等の設置者等は、その学校等の機能の全部又は一部が失われたときは、県、市町村その他の関係者と連携して、早期にその回復を図り、学校等における教育活動等を再開するよう努めるものとする。

### 第4節 自主防災組織等

(地域住民に対する防災知識等の普及等)

**第34条** 自主防災組織等は、地域住民に対する防災知識等の普及を図るため、防災訓練等の実施、防災に関する情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 第11条第2項の規定は、自主防災組織等について準用する。

(防災資機材の整備等)

**第35条** 自主防災組織等は、迅速かつ適切な災害応急対策を実施できるよう、市町村と連携しつつ、災害が発生した場合における出火防止及び初期消火並びに地域住民の避難誘導並びに救出及び救護に用いる資機材その他の必要な資機材を整備するよう努めるとともに、それらの定期的な点検を行うよう努めるものとする。

(避難所等の円滑な運営に向けた協力)

**第36条** 自主防災組織等は、避難所等の運営が円滑に行われるよう、あらかじめ、市町村、避難所等に指定された施設の設置者又は管理者（当該施設が学校等の施設である場合にあっては、学校等の設置者等。第39条第2項において同じ。）その他の関係者と協議を行うよう努めるものとする。

（災害時の自主防災組織等による災害応急対策）

**第37条** 自主防災組織等は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、地域住民の生命、身体及び財産を守るため、災害に関する情報の収集及び伝達、出火防止及び初期消火、要配慮者を中心とする地域住民の避難誘導並びに救出及び救護、避難所等の運営への協力その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 第24条第2項の規定は、自主防災組織等が行う前項に規定する措置について準用する。この場合において、同条第2項中「事業者（法人にあってはその代表者）及びその従業者」とあるのは、「自主防災組織等の構成員」と読み替えるものとする。

#### 第5節 県及び市町村

（住民に対する防災知識等の普及等）

**第38条** 県及び市町村は、住民に対する防災意識の啓発及び防災知識等の普及を図るため、事業者、学校等の設置者等、自主防災組織等その他の関係者と連携して、防災訓練等を実施するとともに、防災に関する情報の提供、防災教育の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。

（円滑な避難のための体制の整備等）

**第39条** 市町村は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における住民の避難を円滑に実施するため、あらかじめ、避難経路の設定を行うとともに、当該避難経路に関する情報及び避難所等に関する情報を住民に周知するものとする。

2 市町村は、避難所等及び避難路の耐震化等を推進するとともに、指定避難所の円滑な運営を図るため、食料、飲料水、毛布その他の生活必需物資の備蓄、避難所等に指定された施設の設置者又は管理者、自主防災組織等その他の関係者との事前協議その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 市町村長は、あらかじめ、避難指示等に関する基準を設定するよう努めるものとする。

4 県は、前3項に規定する市町村の取組について、必要な支援を行うものとする。

（要配慮者の安全確保等に係る体制の整備等）

**第40条** 市町村は、要配慮者の生命及び身体を保護するため、要配慮者の特性を踏まえた避難誘導及び避難行動要支援者の避難支援に関する体制を整備するとともに、要配慮者の特性を踏まえた災害に関する情報の伝達、指定避難所の確保その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、災害派遣福祉チーム（災害が発生した場合において、県が、市町村の要請等に応じて結成し、及び派遣する介護福祉士、社会福祉士等により構成される組織であって、指定避難所及び要配慮者関連施設に避難している者の福祉に関する需要の把握、指定避難所及び要配慮者関連施設に避難している要配慮者に対する応急的な介護その他の必要な支援を行うものをいう。）を派遣するため、必要な体制を整備するものとする。

3 前条第4項の規定は、第1項に規定する市町村の取組について準用する。

（消防団に対する支援）

**第41条** 県は、消防団が、地域における防災の取組の中核的な担い手としてその役割を果たすことができるよう、当該地域の実情に応じた活動しやすい環境の整備その他の必要な支援を行うものとする。

（自主防災組織の結成等に係る支援）

**第42条** 県は、自主防災組織の結成及びその活動の活性化のための支援並びに自主防災組織等の取組に関する中核的な担い手となる人材の育成を行うものとする。

（ボランティアによる防災の取組への支援）

**第43条** 県及び市町村は、ボランティアによる防災の取組の円滑な実施を図るため、ボランティアの自主性を尊重しつつ、社会福祉協議会、日本赤十字社、ボランティア関係団体等と連携して、ボランティアの受入れに係る体制の整備その他のボランティアによる防災の取組に必要な支援を行うものとする。

（災害情報の収集及び伝達に係る体制の整備）

**第44条** 県は、国、他の地方公共団体、報道機関その他の関係者と連携して、災害に関する情報の収集及び伝達に係る体制を整備するものとする。

2 市町村は、国、県、報道機関その他の関係者と連携して、災害に関する情報の収集及び同報系防災行政無線（住民に対して災害に関する情報等を伝達するための電波法（昭和25年法律第131号）第103条の

2 第15項第2号に規定する無線局であつて、電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）第2条第1項第20号に規定する同報通信方式によるものをいう。）その他の情報を一斉に伝達する手段による住民への情報伝達に係る体制を整備するよう努めるものとする。

3 第39条第4項の規定は、前項に規定する市町村の取組について準用する。

（医療救護体制の整備）

**第45条** 県は、市町村、医療を提供する施設（以下この項及び次項において「医療提供施設」という。）、医療関係団体その他の関係者と連携して、災害拠点病院（災害が発生した場合において、傷病者を受け入れ、及び地域の医療提供施設を支援する拠点となる病院として県が指定するものをいう。）の指定、医療救護班（災害が発生した場合において、県の要請に応じて派遣される医師、看護師等により構成される組織であつて、主として医療救護所（災害が発生した場合において、市町村が設置する施設であつて、傷病者に対し応急的な診療を行うものをいう。次項において同じ。）において医療行為等を行うものをいう。）、災害派遣医療チーム（災害が発生した場合において、県の要請に応じて直ちに派遣される専門的な研修及び訓練を受けた医師、看護師等により構成される組織であつて、被災地域において救急医療等を行うものをいう。）及び災害派遣精神医療チーム（災害が発生した場合において、県の要請に応じて派遣される精神保健に関して学識経験を有する医師、看護師等から構成される組織であつて、被災地域において被災者又はその支援者に対して専門性の高い精神医療の提供又は精神保健のための活動の支援を継続的に行うものをいう。）の派遣に係る体制、医薬品等の確保及び供給に係る体制その他の災害が発生した場合に必要な医療救護体制を整備するものとする。

2 市町村は、県、医療提供施設、医療関係団体その他の関係者と連携して、災害が発生した場合に医療救護所を設置するための体制その他の災害が発生した場合に必要な医療救護体制を整備するものとする。

3 第39条第4項の規定は、前項に規定する市町村の取組について準用する。

（生活必需物資等の備蓄及び供給体制の整備等）

**第46条** 県及び市町村は、災害が発生した場合における住民の生命の保護及び最低限度の生活の維持を図るため、食料、飲料水その他の生活必需物資等の備蓄を行うとともに、それらの定期的な点検を実施するものとする。

2 県及び市町村は、迅速かつ適切な災害応急対策及び災害復旧の事業を実施するため、関係事業者との協定の締結及び災害が発生した場合における物資又は資機材の供給及び役務の提供に係る体制を整備するものとする。

（広域的な連携）

**第47条** 県は、災害が発生した場合における被災者の救出及び救護その他の災害応急対策に必要な支援が円滑に行われるよう、国及び他の地方公共団体との広域的な連携を推進するものとする。

（庁舎等の安全性の確保等）

**第48条** 県及び市町村は、その所有する庁舎その他の災害応急対策を実施する上で重要な施設（次項において「庁舎等」という。）について、災害に対する安全性の向上を図るよう努めるものとする。

2 県及び市町村は、新たに庁舎等の建設を行おうとするときは、当該庁舎等の建設を行おうとする地域において災害が発生するおそれを考慮して行うものとする。

（県土の保全に資する施設の整備等）

**第49条** 県は、災害から県土を保全し、及び災害が発生した場合における被害の最小化を図るため、国、市町村その他の関係者と連携して、公共土木施設、農地及び農地、林地又は漁場の利用又は保全上必要な公共的施設を整備し、又は改修するものとする。

（業務継続計画の策定等）

**第50条** 県及び市町村は、災害が発生した場合における災害応急対策、災害復旧の事業その他の優先度の高い業務を円滑に実施するため、業務継続計画（災害が発生した場合において、優先的に実施すべき業務を特定するとともに、当該業務の執行体制、対応手順及び継続に必要な資源の確保等を図るために必要な事項を定める計画をいう。）の策定及びその定期的な見直しを行うよう努めるものとする。

2 第39条第4項の規定は、前項に規定する市町村の取組について準用する。

（県及び市町村による災害応急対策）

**第51条** 県及び市町村は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策の円滑な実施を図るため、国、事業者、報道機関、自主防災組織等、ボランティアその他の関係者と連携して、災害に関する情報の収集及び伝達のための体制、被災者の避難並びに救出及び救護のための体制、物資

等の供給のための体制その他の必要な体制を直ちに整えるとともに、災害応急対策を的確に実施するものとする。

(県及び市町村による災害復旧及び災害からの復興のための事業)

**第52条** 県及び市町村は、被災後において、より良好な地域社会の実現を目指しつつ、迅速な災害復旧及び災害からの復興を図るため、住民、事業者、ボランティア、国その他の関係者と連携して、災害復旧及び災害からの復興のための事業を的確に実施するものとする。

### 第3章 山形県防災月間

**第53条** 県民の間に広く防災についての関心と理解を深めるとともに、防災の取組を推進するため、山形県防災月間を設ける。

2 山形県防災月間は、9月1日から同月30日までとする。

3 県は、山形県防災月間の趣旨にふさわしい事業を実施するものとする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 附 則 (令和3年7月6日条例第56号)

この条例は、公布の日から施行する。

# 山形県防災会議運営規程

山形県防災会議運営規程（昭和38年4月1日施行）の全部を改正する。

## （趣旨）

第1条 この規程は、山形県防災会議条例（昭和37年10月県条例第51号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、山形県防災会議（以下「防災会議」という。）の議事その他運営に関し必要な事項を定めるものとする。

## （会議）

第2条 防災会議の会議（以下「会議」という。）のほか、必要に応じ条例第4条の規定による幹事の会議（以下「幹事会」という。）を開くことができる。

2 会議は、公開するものとする。ただし、必要があるときは、会長が会議に諮って、公開しないことができる。

## （会議の招集）

第3条 会議及び幹事会は会長が招集する。

2 会議又は幹事会を招集するときは、期日、時刻、場所及び附議事項を、招集日の1週間前までに委員又は幹事に通知しなければならない。ただし、緊急を要する召集については、この限りでない。

## （欠席届出）

第4条 会議又は幹事会に出席できない委員又は幹事は、あらかじめその理由を付して会長に届けなければならない。

## （代理出席）

第5条 委員又は幹事は、所属の職員等に代理出席をさせることができる。

ただし、専門委員については、この限りでない。

2 代理出席者は、代理を証する書面を持参しなければならない。

## （定足数）

第6条 会議又は幹事会は、出席した委員又は幹事（代理出席者を含む。以下同じ。）が、定数の過半数に達しなければ開くことができない。

## （議長）

第7条 会議の議長は会長、幹事会の議長は条例第6条の規定に基づく庶務担当課長である幹事をもって、それぞれ充てる。

2 前項の規定による議長に事故あるときは、あらかじめ議長が指名した者がその職務を代理する。

## （発言許可等）

第8条 委員又は幹事は、質疑討論その他発言をなす場合は、議長の許可を得なければならない。

2 議長は、必要あると認めるときは、委員又は幹事以外の者に発言を許可することがある。

## （表決）

第9条 会議又は幹事会の議事は、出席した委員又は幹事の過半数で決する。

## （会議録）

第10条 防災会議に会議録を備え、会議及び幹事会のつど、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 開会、閉会に関する事項及びその年月日時
- (2) 出席者の職氏名及び欠席者（代理出席を除く。）
- (3) 議題となった発議及び動議の趣旨並びに提出者の氏名
- (4) 議決事項及びその要旨

(5) 諸般の報告及びその要旨

(6) その他会議又は幹事会において必要と認められた事項

- 2 議長は、議事について特に秘密を要することと認めるときは、会議録に掲載させないことができる。
- 3 会議録署名員は2名とし、会議又は幹事会のはじめに議長が出席した委員又は幹事（代理出席者を除く。）のうちから指名する。

#### (部会)

第11条 部会の名称及び構成については、会長が会議に諮って定める。

- 2 部会は、部会長が会長の承認を得て召集する。
- 3 部会は、その付議された事項の調査審議を終わったときは、速やかに報告書を会長に提出しなければならない。
- 4 部会長は、調査審議のため必要があるときは、会長の承認を得て、当該部会に属しない委員及び専門委員の出席を求め、その意見をきくことができる。
- 5 第3条第2項、第4条、第5条、第6条、第8条、第9条並びに第10条第1項及び第2項の規定は、部会について準用する。

#### (専決処分)

第12条 会長は、会議を招集する暇がないと認めるとき及び防災会議の権限に属する事務の円滑なる執行を図るため、次の事項について専決処分することができる。

- (1) 山形県地域防災計画の実施を推進すること。
  - (2) 災害に関する情報を収集すること。
  - (3) 災害応急対策及び災害復旧に関し、関係機関相互の連絡調整を図ること。
  - (4) 非常災害に際し、緊急措置に関する計画を作成し、かつ、その実施を推進すること。
  - (5) 関係機関への資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めること。
  - (6) 所掌事務の遂行について、市町村防災会議との相互協力及び市町村防災会議への必要な勧告又は指示をすること。
  - (7) 市町村防災会議の共同設置について、知事に意見を述べること。
  - (8) 市町村防災会議の協議会の設置について、知事に意見を述べること。
  - (9) 市町村地域防災計画の作成又は修正について、知事に意見を述べること。
- 2 会長は、前項の規定に基づいて専決処分したときは、次の会議に報告しなければならない。

#### 附 則

この規程は、昭和49年1月10日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成8年5月20日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成19年3月19日から施行する。

# 山形県災害対策本部運営要綱

## 第1章 総 則

(目的)

第1条 この要綱は、山形県災害対策本部条例（昭和37年10月県条例第52号）第6条の規定に基づき、山形県災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## 第2章 本 部

(本部の設置および廃止)

第2条 本部は、知事が災害対策本部設置基準に基づき必要と認めたとき設置する。

2 本部は、知事が災害の危険が解消したと認めたとき、又は応急対策が完了したと認めたとき廃止する。

(本部の組織)

第3条 本部は、本部員会議、本部事務局、防災会議構成機関連絡員及び各部局・各課室（以下「部局等」という。）をもって構成する。

(本部員会議)

第4条 本部員会議は、災害対策本部長（以下「本部長」という。）、災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）及び災害対策本部員（以下「本部員」という。）をもって構成し、災害応急対策の実施並びに総合調整について協議する。

2 本部員会議は、本部長が必要の都度招集し、本部長が主宰する。

3 本部長は、副本部長及び本部員以外の職員並びに外部の関係機関の者を本部員会議に参加させることができる。

(本部長、副本部長、本部員及びその他の職員)

第5条 本部長は知事、副本部長は、副知事をもって充てる。

2 本部長及び副本部長ともに事故があるときは、又は欠けたときは、防災くらし安心部長（兼）危機管理監がその職務を代理する。

3 本部員は、総務部長、みらい企画創造部長、防災くらし安心部長（兼）危機管理監、環境エネルギー部長、しあわせ子育て応援部長、健康福祉部長、医療統括監、産業労働部長、観光文化スポーツ部長、農林水産部長、県土整備部長、技術統括監、会計管理者（兼）会計局長、総合支庁長、東京事務所長、企業管理者、病院事業管理者、教育長及び警察本部長をもって充てる。

4 本部長は、必要があると認めるときは、前項に掲げる者のほか、県の職員から適当と認める者を本部員として任命することができる。

(本部事務局の構成員)

第6条 本部事務局長は防災くらし安心部長（兼）危機管理監をもって充てる。

2 本部事務局次長は防災くらし安心部次長をもって充て、局長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 本部事務局員は別に定める者をもって充てる。

(本部の所掌事務)

第7条 本部の所掌事務は次に掲げる事項とする。

- (1) 災害情報の総括に関すること。
- (2) 県の実施する災害応急対策等に関する基本的事項及び災害対策実施に関する重要な事項に関すること。
- (3) 県の各部局等が実施する災害応急対策の総合調整に関すること。
- (4) 災害応急対策及び災害復旧対策に係る国、他都道府県及び公共機関等他機関との調整のうち重要な事項に関すること。
- (5) その他災害対策上重要な事項に関すること。

(本部事務局の事務分掌)

第8条 本部事務局の事務分掌は、別表1に定めるとおりとする。

(部局等の事務分掌)

第9条 部局等の事務分掌は、別表2に定めるとおりとする。

- 2 部長は、上司の命を受けて部の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
- 3 課室長は、上司の命を受けて課室に属する事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

(本部連絡員)

第10条 各部局は、本部室との連絡調整を図るため本部連絡員を置く。

- 2 本部連絡員は、別表3に定める者をもって充てる。

### 第3章 現地災害対策本部

(現地災害対策本部の設置及び廃止)

第11条 現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）は、本部長が被害の状況等から、被災地において機動的かつ迅速に災害応急対策を推進するため、特にその必要があると認めるとき、名称、管轄区域及び設置場所を定めて設置する。

- 2 現地本部は、本部長が、被災地において対応することが適当な災害応急対策が完了したと認めるとき廃止する。

(現地本部の組織等)

第12条 現地本部は、現地本部長、現地本部員及びその他の職員をもって構成する。

- 2 現地本部長は、本部の副本部長又は本部員のうちから本部長が指名する。
- 3 現地本部員は、本部事務局職員、部局等職員及び出先機関の職員から本部長が指名する。
- 4 前条に定めるもののほか、現地本部の組織その他現地本部に関して必要な事項は、その都度現地本部長が定める。

(現地本部の所掌事務)

第13条 現地本部の所掌事務は次に掲げる事項とする。

- (1) 災害情報の総括に関すること。
- (2) 県の実施する災害応急対策等に関する基本的事項（本部が決定すべき事項は除く。）に関すること。
- (3) 県の実施する災害応急対策のうち重要な事項（本部が決定すべき事項は除く。）に関すること。
- (4) 県の各部局等及び支部が実施する災害応急対策の総合調整に関すること。



(5) その他災害対策上重要な事項に関すること。

## 第4章 支部

(支部の設置及び廃止)

第14条 本部長は、災害応急対策の円滑かつ適切な実施を図るため、必要があると認めるときは、総合支庁にそれぞれの管轄区域をその区域とする本部の支部（以下「支部」という。）を設置するものとする。

2 支部は、本部長が災害の危険が解消したと認めたとき、又は応急対策が完了したと認めたとき廃止する。

(支部の組織)

第15条 支部は、支部員会議、支部事務局、総合支庁各部、総合支庁の管轄区域に所在する出先機関等をもって構成する。

(支部員会議)

第16条 支部員会議は、支部長、副支部長及び支部員をもって構成し、災害応急対策の実施並びに総合調整について協議する。

2 支部員会議は、支部長が必要の都度招集し、支部長が主宰する。

3 支部長は、副支部長及び支部員以外の職員並びに外部の関係機関の者を支部員会議に参加させることができる。

(支部長、副支部長及び支部員その他の職員)

第17条 支部に支部長、副支部長及び支部員その他の職員を置く。

2 支部長は、総合支庁長をもって充て、副支部長は、総務企画部長をもって充てる。

3 支部長は、本部長の命を受けて支部の事務を掌理し、支部の職員を指揮監督する。

4 副支部長は、支部長を補佐するとともに、支部長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 支部員は、総合支庁の部長及び総合支庁の管轄区域内の県の出先機関等の長及びその他必要な者のうち支部長が指名するものをもって充てる。

(支部の所掌事務)

第18条 支部の所掌事務は次に掲げる事項とする。

(1) 管轄区域における災害情報の総括及び本部への情報提供に関すること。

(2) 支部が管轄区域内で実施する災害応急対策に関すること。

(3) 災害応急対策に係る本部への意見具申に関すること。

(4) 総合支庁各部及び関係出先機関等が実施する災害応急対策の総合調整に関すること。

(5) 管轄区域の被災市町村が実施する災害応急対策に対する応援に関すること。

(6) その他管轄区域の災害対策上必要な事項に関すること。

(支部事務局の事務分掌)

第19条 支部事務局の標準的な事務分掌は、別表4に定めるとおりとする。

(総合支庁各部の事務分掌)

第20条 総合支庁各部の事務分掌は、別に定める。

2 部長は、上司の命を受けて部の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

3 課長は、上司の命を受けて課に属する事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

## 第5章 雑 則

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成8年12月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表 1

## 山形県災害対策本部 本部事務局の事務分掌

班 名	事 務 分 掌
総 合 調 整 班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害対策本部の設置・運営に関すること</li> <li>2 関係機関との連絡調整に関すること</li> <li>3 応急対策班に対する指示及び連絡調整に関すること</li> <li>4 被害情報の収集・伝達に関すること</li> <li>5 災害救助法の適用に関すること</li> <li>6 報道機関への被害情報等の提供に関すること</li> <li>7 緊急放送の実施依頼に関すること</li> <li>8 プレスセンターの設置に関すること</li> <li>9 記者会見の実施に関すること</li> <li>10 インターネットによる広報に関すること</li> <li>11 県民相談窓口の開設、運営に関すること</li> </ol>
管 理 班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 職員の被災状況把握、動員に関すること</li> <li>2 応援職員の受入れ調整に関すること</li> <li>3 市町村に対する支援職員の派遣に関すること</li> <li>4 庁舎の被害状況把握、応急復旧に関すること</li> <li>5 災害ボランティア支援本部との連絡調整に関すること</li> <li>6 庁内災害対策要員の食料等確保に関すること</li> <li>7 予算、議会対策に関すること</li> <li>8 国等関係機関との調整に関すること</li> </ol>
保 健 医 療 対 策 班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 医療機関等の被害状況把握に関すること</li> <li>2 災害派遣医療チーム（DMAT）の出動要請に関すること</li> <li>3 ヘリコプターによる搬送に関すること</li> <li>4 医療救護班の派遣に関すること</li> <li>5 医薬品等の供給に関すること</li> <li>6 要配慮者への医療措置に関すること</li> <li>7 保健衛生対策実施体制の確保に関すること</li> <li>8 災害派遣精神医療チーム（DPAT）の出動要請に関すること</li> <li>9 災害派遣福祉チーム（DWAT）の出動要請に関すること</li> <li>10 遺体処理体制の確保に関すること</li> </ol>
輸 送 対 策 班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 道路、鉄道、バス等の被害状況把握に関すること</li> <li>2 空港、港湾の被害状況把握に関すること</li> <li>3 緊急輸送路及び輸送手段の確保に関すること</li> <li>4 輸送機関への要請に関すること</li> <li>5 広域物資輸送拠点の指定に関すること</li> <li>6 地域内輸送拠点の指定に関すること</li> </ol>
生 活 救 援 班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難状況の把握に関すること</li> <li>2 救援物資の供給及び要請に関すること</li> <li>3 大規模小売店舗等の営業状況把握</li> <li>4 救援物資（供給量）の確認に関すること</li> <li>5 配送体制（広域物資輸送拠点）の確立</li> <li>6 配送体制（地域内輸送拠点）の確立</li> <li>7 義援金品の受入れ、配分に関すること</li> <li>8 要配慮者のための宿泊施設の確保に関すること</li> <li>9 避難所等における電力供給の確保に関すること</li> </ol>
ライフライン対策班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 ライフラインの被害状況等把握に関すること</li> <li>2 ライフラインの復旧支援に関すること</li> <li>3 廃棄物の処理支援に関すること</li> <li>4 仮設トイレ等の支援に関すること</li> </ol>
建築物等対策班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 応急仮設住宅の建設に関すること</li> <li>2 建築物の安全点検に関すること</li> <li>3 土砂災害危険区域等の被災状況の把握に関すること</li> </ol>
放 射 線 対 策 班	※原子力災害発生時に必要に応じて別に定める

別表 2

## 山形県災害対策本部 各部局等の事務分掌

部	課(室)班名	事務分掌
総務部	秘書課	1 本部長、副本部長の秘書に関する事
	広報広聴推進課	1 知事記者会見に関する事 2 報道機関への情報提供に関する事（被災者向け生活情報等の放送依頼を含む） 3 インターネットによる広報に関する事 4 県民からの問合せ窓口の設置、運営に関する事 （総合調整班と連携して対応）
	人事課	1 総務部の総括及び連絡調整に関する事 2 職員の被災状況の把握に関する事 3 職員の応援に関する事 4 現地対策本部への職員の派遣に関する事 5 市町村に対する支援職員の派遣に関する事 6 国、他都道府県等からの派遣職員の受入れ調整に関する事 （2～6は管理班と連携して対応）
	働き方改革実現課	1 本部長の命ずる応急対策に関する事
	総務厚生課	1 庁内災害対策要員の食料等の確保に関する事 2 災害対策要員の健康管理に関する事 3 職員の被災給付に関する事 （1は管理班と連携して対応）
	財政課	1 応急対策費の予算措置に関する事 2 県議会との連絡に関する事 （全体的に管理班と連携して対応）
	高等教育政策・学事文書課	1 所管施設の被災情報及び応急対策に関する事 2 私立学校（生徒等）の被災情報把握及び応急対策に関する事 3 高等教育機関（県立学校を除く）の被災情報把握及び応急対策に関する事 （全体的に建築物等対策班と連携して対応）
	管財課	1 本部設置予定場所（災害対策室、講堂）の被災状況把握、応急復旧に関する事 2 県庁舎及び総合支庁庁舎等の被災状況把握、応急復旧に関する事 3 対策本部設営代替施設の被災状況確認に関する事 4 職員公舎に係る被災状況の把握、応急復旧に関する事 5 公用車の被災状況把握及び公用車の確保に関する事 6 公有財産に係る被災状況の把握、応急復旧に関する事 （1～3は管理班と連携して対応）
	税政課	1 県税の申告、納付、納入等期限の延長、減免及び徴収猶予の指導等税の措置に関する事 2 本部長の命ずる応急対策に関する事
	みらい企画創造部	企画調整課
市町村課		1 避難住民数の把握に関する事 2 被災市町村からの相談への対応に関する事 3 被災市町村の行財政に関する情報収集、連絡調整に関する事 （1は生活救援班と連携して対応）
移住定住・地域活力創生課		1 本部長の命ずる応急対策に関する事

部	課(室)班名	事務分掌
みらい企画創造部	国際人材活躍・コンベンション誘致推進課	1 県関係外国人及び県内在住外国人の被災状況把握及び応急対策に関すること
	総合交通政策課 (米沢トンネル(仮称)事業化・鉄道駅周辺開発推進室)	1 鉄道、バス関係の被害状況、列車等の運行状況に関すること (輸送対策班と連携して対応)
	D X 推 進 課	1 県基幹高速通信ネットワークの運営に関すること 2 イントラ情報システムによる職員への被災情報の提供に関すること 3 電話の不通状況、復旧見込みの把握に関すること 4 避難所における電話その他の通信設備の提供に関すること (2は総合調整班、3～4はライフライン対策班と連携して対応)
	統 計 企 画 課	1 本部長の命ずる応急対策に関すること
防災くらし安心部	防災危機管理課 (復興・避難者支援室)	1 災害対策本部の設置・運営に関すること 2 情報通信手段の確保に関すること 3 気象予警報等の市町村等関係機関への伝達に関すること 4 緊急通行車両標章、特殊標章の交付に関すること 5 災害情報の収集及び報告に関すること 6 自衛隊への派遣要請に関すること 7 本部員会議の開催に関すること 8 災害救助法の適用に関すること 9 関連ホームページの作成に関すること 10 応急対策班間の連絡調整に関すること
	消 防 救 急 課	1 緊急消防援助隊、県消防広域応援隊の派遣に関する連絡調整に関すること 2 ヘリコプター等の運用調整に関すること
	消費生活・地域安全課 (県民活動・防災ボランティア支援室)	1 防災危機管理課の応援に関すること 2 生活関連物資等に係る調達及び供給に関すること 3 県災害ボランティア支援本部の設置・運営に関すること (2は生活救援班、3は管理班と連携して対応)
	食 品 安 全 衛 生 課 (新型コロナ対策認証推進室)	1 防災危機管理課の応援に関すること 2 上水道の断水状況、復旧見込みの把握に関すること 3 給水車の手配及び手配先の決定に関すること 4 火葬場に関すること 5 被災動物の保護に関すること (2～3はライフライン対策班、4～5は保健医療対策班と連携して対応)
環境エネルギー部	環 境 企 画 課 (カーボンニュートラル・GX戦略室)	1 環境エネルギー部の総括及び連絡調整に関すること 2 環境エネルギー部所管の被災情報及び応急対策に関すること 3 所管施設の被災情報及び応急対策に関すること 4 電力の停電状況、復旧見込みの把握に関すること 5 都市ガス等の供給停止状況、復旧見込みの把握に関すること 6 災害に係る環境汚染防止に関すること (3～6はライフライン対策班と連携して対応)
	エネルギー政策推進課	1 本部長の命ずる応急対策に関すること
	水 大 気 環 境 課	1 所管施設の被災情報及び応急対策に関すること 2 災害に係る環境汚染の防止に関すること (全体的にライフライン対策班と連携して対応)
	循環型社会推進課	1 仮設トイレの手配及び手配先の決定に関すること 2 廃棄物処理及び廃棄物処理施設に関すること 3 廃棄物の広域処理に関すること (全体的にライフライン対策班と連携して対応)
	みどり自然課	1 所管施設の被災情報及び応急対策に関すること 2 災害に係る環境汚染の防止に関すること (全体的にライフライン対策班と連携して対応)

部	課（室）班名	事 務 分 掌
しあわせ子育て応援部	しあわせ子育て政策課	1 しあわせ子育て応援部の総括及び連絡調整に関すること
	子ども成育支援課	1 所管施設の被災情報及び応急対策に関すること (建築物等対策班と連携して対応)
	子ども家庭福祉課	1 所管施設の被災情報及び応急対策に関すること 2 罹災により保護が必要となった児童の保護に関すること 3 罹災母子世帯等に対する住宅資金及び転宅資金の貸付に関すること (1は建築物等対策班、2は保健医療対策班と連携して対応)
	多様性・女性若者活躍課	1 本部長の命ずる応急対策に関すること
健康福祉部	健康福祉企画課 (コロナ収束総合対策室)	1 健康福祉部の総括及び連絡調整に関すること 2 健康福祉部所管の被災情報及び応急対策に関すること 3 被災地の薬局等の被災状況把握について 4 医薬品、血液、防疫製剤等の調達及び供給に関すること 5 県薬剤師会への協力要請に関すること 6 毒劇物の安全確保に関すること (全体的に保健医療対策班と連携して対応)
	医療政策課 (地域医療支援室)	1 被災地の医療機関の被災状況及び診療状況把握に関すること 2 医療救護所設置状況の把握に関すること 3 災害拠点病院、県医師会等に対する医療救護班の派遣要請に関すること 4 県看護協会への協力要請に関すること 5 医療技術者の確保に関すること(がん対策・健康長寿日本一推進課と共管) 6 傷病者の受入れ可能病院の把握、病床の確保及び搬送先調整に関すること 7 災害拠点病院、県医師会等に対する遺体検案の応援要請に関すること 8 災害派遣医療チーム(DMAT)の出動要請に関すること (全体的に保健医療対策班と連携して対応)
	地域福祉推進課	1 義援金及び義援物資の受付窓口の設置に関すること 2 義援物資の仕分け、配分に関すること 3 災害派遣福祉チーム(DWAT)の出動要請に関すること (3は保健医療対策班と連携して対応)
	がん対策・健康長寿日本一推進課	1 国民健康保険直営診療施設の被災情報に関すること 2 保健衛生指導、感染症の予防に関すること 3 医療技術者の確保に関すること(医療政策課と共管) 4 県栄養士会への協力要請に関すること (全体的に保健医療対策班と連携して対応)
	高齢者支援課	1 所管施設の被災情報、応急対策に関すること (1は建築物等対策班、2は保健医療対策班と連携して対応)
	障がい福祉課 (障がい者活躍・賃金向上推進室)	1 所管施設の被災情報及び応急対策に関すること 2 傷病者の受入れ可能施設(こども医療療育センター及び同庄内支所)の把握に関すること 3 罹災障がい者の保護に関すること 4 保健衛生指導に関すること 5 在宅重症難病患者の保護に関すること 6 災害派遣精神医療チーム(DPAT)の出動要請に関すること (1は建築物等対策班、4～6は保健医療対策班と連携して対応)

部	課（室）班名	事 務 分 掌
産業労働部	産業創造振興課 （スタートアップ推進室） （産業立地室）	1 産業労働部の総括及び連絡調整に関すること 2 産業労働部所管の被災情報及び応急対策に関すること 3 採石場の被災情報及び応急対策に関すること 4 工業団地の被災情報及び応急対策に関すること （2～4は建築物等対策班と連携して対応）
	産業技術イノベーション課 （次世代産業振興室）	1 所管施設の被災情報及び応急対策に関すること 2 主な製造業者の被災情報及び応急対策に関すること （全体的に建築物等対策班と連携して対応）
	商業振興・経営支援課	1 商工団体、金融機関の被災情報及び応急対策に関すること 2 罹災商工業者に対する融資の斡旋に関すること 3 県内大規模商業施設及び商店街等の被災情報及び応急対策に関すること 4 食料、飲料水及び生活必需品について、関係業者の被災状況及び営業状況把握に関すること 5 食料、飲料水及び生活必需品について供給斡旋及び調達に関すること 6 量販店等に対する物資の安定供給要請に関すること （1、3は建築物等対策班、4～6は生活救援班と連携して対応）
	県産品流通戦略課	1 所管施設の被災情報及び応急対策に関すること 2 海運物流の影響に係る情報収集、関係機関への連絡及び応急対策に関すること。 （1は建築物等対策班、2は生活救援班と連携して対応）
	雇用・産業人材育成課 （働く女性サポート室）	1 県立職業能力開発施設の被災情報及び応急対策に関すること 2 勤労者福祉施設の被災状況の把握に関すること （1は建築物等対策班と連携して対応）
観光文化スポーツ部	観光復活推進課 （精神文化・観光プロモーション室、 インバウンド推進室）	1 観光文化スポーツ部の総括及び連絡調整に関すること 2 所管施設の被災情報及び応急対策に関すること 3 観光地・観光施設の被災情報の把握に関すること （2は建築物等対策班と連携して対応）
	文化スポーツ振興課 （県民文化館・西口広場 にぎわい創出推進室）	1 所管施設の被災情報及び応急対策に関すること 2 関係団体の被災状況の把握に関すること （全体的に管理班と連携して対応）
	博物館・文化財活用課	1 文化財の被災情報把握及び応急対策に関すること 2 所管施設の被災情報及び応急対策に関すること （全体的に管理班と連携して対応）
農林水産部	農政企画課 （団体検査指導室）	1 農林水産部の総括及び連絡調整に関すること 2 農林水産部所管の被災情報及び応急対策に関すること 3 農業協同組合及び農業団体の被災情報及び応急対策の指導に関すること
	専門職大学整備推進課	1 本部長の命ずる応急対策に関すること
	農業経営・所得向上推進課	1 罹災農家に対する各種農業災害資金の融通に関すること 2 水産関係の災害資金の融通に関すること 3 食料（米、パン等）の供給斡旋及び調達に関すること （3は生活救援班と連携して対応）
	県産米・農産物ブランド推進課	1 本部長の命ずる応急対策に関すること 2 農畜産物、水産物の流通対策に関すること 3 食料（米、パン等）の供給斡旋及び調達に関すること （3は生活救援班と連携して対応）
	農業技術環境課	1 所管施設の被災情報及び応急対策に関すること 2 農作物及び農業生産施設の被災情報及び応急対策に関すること （1は建築物等対策班と連携して対応）
	園芸大国推進課	1 本部長の命ずる応急対策に関すること

部	課(室)班名	事務分掌
農 林 水 産 部	畜産振興課	1 罹災畜産施設、罹災家畜、家畜飼料確保等の情報収集に関すること 2 罹災家畜の診療体制の確保に関すること 3 家畜防疫に関すること 4 その他所管事項及び所管施設の被災情報及び応急対策に関すること
	水産振興課	1 漁港その他漁業水産施設、漁船、水産物等に関連する被災情報及び 応急対策に関すること 2 県有漁船等による海上輸送に関すること
	農村計画課	1 土砂災害危険箇所等の安全点検に関すること 2 本部長の命ずる応急対策に関すること (1は建築物等対策班と連携して対応)
	農村整備課	1 農地及び農業用施設の被災情報及び応急対策に関すること 2 農業集落排水施設の被災情報及び応急対策に関すること (2はライフライン対策班と連携して対応)
	森林ノミクス推進課	1 森林及び森林関係施設の被災情報及び応急対策に関すること 2 林業関係の災害資金の融通に関すること 3 土砂災害危険箇所等の安全点検に関すること (3は建築物等対策班と連携して対応)
県 土 整 備 部	管理課 (県土強靱化推進室)	1 県土整備部の総括及び連絡調整に関すること 2 県土整備部所管の被災情報及び応急対策に関すること 3 建設業者の応援体制に関すること
	建設企画課	1 管理課の分掌事務の応援に関すること 2 本部長の命ずる応急対策に関すること
	県土利用政策課	1 管理課の分掌事務の応援に関すること 2 本部長の命ずる応急対策に関すること
	都市計画課	1 都市施設の被災情報収集及び応急対策に関すること
	下水道課	1 下水道の被災情報及び応急対策に関すること (ライフライン対策班と連携して対応)
	道路整備課 (高速道路整備推進室)	1 高速道路及び直轄国道の被災情報及び応急対策に関すること 2 道路管理者との調整に関すること (全体的に輸送対策班と連携して対応)
	道路保全課	1 県管理道路の被災情報及び応急対策に関すること 2 道路管理者との調整に関すること (全体的に輸送対策班と連携して対応)
	河川課 (流域治水推進室)	1 河川管理施設(ダム含む)及び海岸施設の被災情報及び応急対策に 関すること 2 水防活動に関すること 3 水防情報の収集及び伝達に関すること
	砂防・災害対策課	1 公共土木施設の被災情報及び応急対策に関すること 2 土砂災害警戒情報の発表に関すること 3 砂防、地すべり、急傾斜地及び雪崩施設についての被災情報及び 応急対策に関すること 4 土砂災害警戒区域等の緊急点検、大規模土砂災害発生箇所の緊急対応 に関すること (4は建築物等対策班と連携して対応)
	空港港湾課	1 空港、港湾施設及び海岸施設の被災情報及び応急対策に関すること (輸送対策班と連携して対応)
建築住宅課 (営繕室)	1 建築物の安全点検に関すること 2 応急仮設住宅の供給に関すること 3 土砂災害危険区域等の被災状況の把握に関すること (全体的に建築物等対策班と連携して対応)	



部	課(室)班名	事務分掌
会計局	会計課	1 本部活動に必要な物品の調達に関すること 2 義援金の保管に関すること (2は生活救援班と連携して対応)
	工事検査課	1 本部長の命ずる応急対策に関すること
東京事務所	総務調整課	1 東京事務所の総括及び連絡調整に関すること 2 各省庁及び関係機関との連絡調整及び情報収集に関すること 3 本部長の命ずる応急対策に関すること
	企業振興課	1 各省庁及び関係機関との連絡調整及び情報収集に関すること 2 本部長の命ずる応急対策に関すること
	流通対策課	1 各省庁及び関係機関との連絡調整及び情報収集に関すること 2 本部長の命ずる応急対策に関すること
企業局	総務企画課	1 企業局の総括及び連絡調整に関すること 2 企業局所管施設等の被災情報及び応急対策に関すること
	電気事業課 (再生可能エネルギー活用推進室)	1 所管施設の被災情報及び応急対策に関すること 2 本部長の命ずる応急対策に関すること
	水道事業課	1 所管施設の被災情報及び応急対策に関すること 2 本部長の命ずる応急対策に関すること
病院事業局	県立病院課	1 県立病院の被害情報及び応急対策に関すること 2 傷病者の受入れ可能県立病院の把握、病床の確保及び搬送先調整に関すること (全体的に保健医療対策班と連携して対応)
教育局	教育政策課	1 教育局の総括及び連絡調整に関すること 2 県立学校施設の被災情報及び応急対策に関すること 3 市町村立学校施設の被災情報の取りまとめ及び技術的指導、助言に関すること 4 文部科学省への災害報告に関すること (2～3は建築物等対策班と連携して対応)
	教職員課 (働き方改革推進室)	1 市立専修学校の被災情報の取りまとめに関すること
	生涯教育・学習振興課 (郷土愛育成室)	1 県立社会教育施設の被災情報及び応急対策に関すること 2 市町村立社会教育施設の被災情報の取りまとめに関すること (1は建築物等対策班と連携して対応)
	義務教育課	1 市町村立幼稚園・小学校・中学校及び山形大学附属学校(特別支援学校を除く)の被災情報の取りまとめに関すること(施設関係を除く) 2 市町村立小学校・中学校の学用品の給与に関すること
	特別支援教育課	1 県立特別支援学校の被災情報及び応急対策に関すること(施設関係を除く) 2 山形大学附属特別支援学校の被災情報に関すること 3 県立特別支援学校の応急教育に関すること 4 県立特別支援学校の罹災児童生徒への支援に関すること
	高校教育課 (教育デジタル化推進室、 高校未来創造室)	1 県立高校(施設関係を除く)及び教育センターの被災情報及び応急対策に関すること 2 市立高校の被災情報の取りまとめに関すること(施設関係を除く) 3 県立高校の応急教育に関すること 4 県立高校の罹災生徒への支援に関すること 5 県立高校及び市立高校の学用品の給与に関すること 6 避難場所としての県立高校の状況把握に関すること
	福利厚生課	1 災害対策要員の健康管理に関すること 2 職員の被災給付に関すること

部	課（室）班名	事 務 分 掌
教育局	スポーツ保健課	1 県立社会体育施設等の被災情報及び応急対策に関する事 2 市町村立社会体育施設の被災情報の取りまとめに関する事 3 学校給食に関する事 4 罹災した児童生徒の保健衛生管理に関する事 （1は建築物等対策班と連携して対応）
	国民スポーツ大会推進課	1 本部長の命ずる応急対策に関する事
議会事務局	総務課	1 議会事務局の総括及び連絡調整に関する事 2 議員の被災状況の把握に関する事 3 本部長の命ずる応急対策に関する事
	議事調査課 （政策調査室）	1 議員の被災状況の把握に関する事 2 本部長の命ずる応急対策に関する事
警察本部	総括班	1 警備本部の編成、設置及び庶務並びに各班の召集、連絡及び調整に関する事 2 情報の集約・整理・記録に関する事 3 幕僚会議、班長会議の開催、運営に関する事 4 現地指揮体制の確保と現地指揮所との連絡・調整に関する事 5 警察庁、東北管区警察局等への報告、連絡に関する事 6 県災害対策（連絡）本部等関係機関への派遣や連絡、調整に関する事 7 業務継続計画に関する事 8 甚大被害警察署への支援に関する事 9 警察用航空機の運用に関する事
	実施班	1 負傷者の救出救助に関する事 2 津波、震災、豪雨等被害危険箇所・避難場所・避難誘導に関する事 3 帰宅困難者に関する事 4 避難誘導等に従事する警察官の安全確保に関する事 5 被害拡大防止及び警戒区域の設定に関する事 6 行方不明者の捜索及び遺体の収容に関する事 7 警察幹部の現地派遣に関する事 8 指揮支援隊の運用に関する事 9 機動隊、第二機動隊の運用に関する事 10 県外特別派遣部隊の要請に関する事 11 特別派遣部隊の県外派遣に関する事 12 警衛、警護に関する事 13 原子力災害対策に関する事
	特命班	1 特命に関する事
	渉外班	1 職員及び家族安否確認に関する事 2 表彰及び賞じゅつ金に関する事
	留置班	1 被留置者の避難措置に関する事
	広報班	1 報道対策に関する事 2 現場活動の記録に関する事 3 広報に関する事 4 苦情に関する事 5 警察安全相談に関する事
	装備・施設班	1 機動装備隊の運用に関する事 2 装備資機材の補充に関する事 3 車両の運用及び車両燃料の確保に関する事 4 警察施設の被害状況の把握及び修繕に関する事

部	課（室）班名	事務分掌
警 察 本 部	補給・救護・感染症対策班	1 予算に関すること 2 宿泊及び給養に関すること 3 警察職員の傷病人の救護に関すること 4 情報システムの保守及び復旧に関すること 5 必要物資の調達に関すること 6 拾得物及び遺失物に関すること 7 感染症の感染予防及び拡大防止に関すること
	受 援 班	1 特別派遣部隊の受援に関すること 2 特別派遣部隊の補給等に関すること
	通 信 指 令 班	1 本部通信指令室及び警察署通信室の編成、運用に関すること 2 通信統制に関すること
	防 犯 対 策 班	1 危険物、銃砲、火薬類の保管及び取扱に関すること 2 悪質商法や災害に便乗した犯罪の予防検挙に関すること 3 インターネット上の流言飛語等による社会的混乱の防止に関すること
	地 域 対 策 班	1 警察用舟艇の運用に関すること 2 避難所及び避難者に関すること 3 被災地の警戒に関すること 4 移動交番及び臨時交番の設置、運用に関すること 5 行方不明者情報の集約、整理、届出の受理に関すること 6 行方不明者情報の精査及び市町村との連携に関すること 7 避難所等での女性や子供に対する性暴力・DVの防止に関すること
	捜 査 班	1 災害便乗犯罪（窃盗、詐欺等）の取締りに関すること 2 暴力団等排除及び暴力団情報の収集、取締りに関すること 3 外国人犯罪組織の動向把握、取締り及び一般外国人等への情報提供に関すること
	検 視 遺 族 対 策 班	1 検視部隊の編成、運用に関すること 2 検視及び死体の身元確認に関すること 3 事故原因の捜査（交通事故を除く）に関すること 4 遺族からの身元判明資料の聴取及び採取に関すること 5 遺族の接遇及び遺体の引渡に関すること 6 身元判明のための収集資料の管理及びデータベースの作成に関すること 7 被害者（遺族）支援に関すること
	交 通 対 策 班	1 交通部隊の編成、運用に関すること 2 交通事故原因の捜査に関すること 3 運転免許の再交付等免許事務に関すること 4 その他交通対策に関すること
	交 通 規 制 班	1 道路及び交通安全施設の被害調査に関すること 2 交通規制、整理誘導及び取締りに関すること 3 交通情報の提供及び交通総量抑制に関すること 4 緊急交通路の確保に関すること 5 緊急輸送車両の確認、標章及び証明書等に関すること
	情 報 通 信 班	1 通信施設の保守及び機器の調達に関すること 2 機動警察通信隊の運用に関すること
行 政 委	監査委員事務局	1 本部長の命ずる応急対策に関すること
	人事委員会事務局	1 本部長の命ずる応急対策に関すること
	労働委員会事務局	1 本部長の命ずる応急対策に関すること

※ 各課（室）が原子力災害発生時に設置する「放射線対策班」と連携して行う事務分掌については、必要に応じて別に定める。

別表 3

## 山形県災害対策本部連絡員

所	属	職 名	備 考
総 務 部	人 事 課	副 主 幹	
みらい企画創造部	企 画 調 整 課	副 主 幹	
防災くらし安心部	防 災 危 機 管 理 課	副 主 幹	
環境エネルギー部	環 境 企 画 課	副 主 幹	
しあわせ子育て応援部	しあわせ子育て政策課	副 主 幹	
健 康 福 祉 部	健 康 福 祉 企 画 課	副 主 幹	
産 業 労 働 部	産 業 創 造 振 興 課	副 主 幹	
観光文化スポーツ部	観 光 復 活 推 進 課	副 主 幹	
農 林 水 産 部	農 政 企 画 課	副 主 幹	
県 土 整 備 部	管 理 課	副 主 幹	
会 計 局	会 計 課	副 主 幹	
村山総合支庁	総務企画部総務課	副 主 幹	
最上総合支庁	総務企画部総務課	副 主 幹	
置賜総合支庁	総務企画部総務課	副 主 幹	
庄内総合支庁	総務企画部総務課	副 主 幹	
東京事務所		副所長(総務担当)	
労働委員会事務局	審 査 調 整 課	副 主 幹	
県議会事務局	総 務 課	副 主 幹	
監査委員事務局	監 査 課	副 主 幹	
人事委員会事務局	職 員 課	副 主 幹	
教 育 局	教 育 政 策 課	副 主 幹	
企 業 局	総 務 企 画 課	副 主 幹	
病院事業局	県 立 病 院 課	副 主 幹	
警 察 本 部	警備部警備第二課	次 長	

## 山形県災害対策本部地域支部 支部事務局の事務分掌

班 名	事 務 分 掌
総 合 調 整 班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 情報通信手段の確保に関する事</li> <li>2 気象予警報等の伝達に関する事</li> <li>3 災害情報の収集・伝達に関する事</li> <li>4 支部員会議の開催に関する事</li> <li>5 防災関係機関との連絡調整に関する事</li> <li>6 災害救助法の適用に係る調整に関する事</li> <li>7 被災市町村災害対策本部への連絡調整員の派遣に関する事</li> <li>8 被災市町村からの支援依頼への対応及び調整に関する事</li> <li>9 災害応急対策活動状況の把握及び報告に関する事</li> <li>10 報道機関等への情報提供及び取材対応に関する事</li> <li>11 報道内容の記録に関する事</li> <li>12 県民相談窓口の設置及び運営に関する事</li> <li>13 その他支部長の命ずる応急対策に関する事</li> </ol>
管 理 班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 職員の被災状況把握、動員に関する事</li> <li>2 庁舎及び県有財産の被災状況把握、応急復旧に関する事</li> <li>3 応援職員の派遣、受入れ調整に関する事</li> <li>4 一般ボランティア及び専門ボランティアの受け入れ状況把握、関係機関との連絡調整に関する事</li> <li>5 庁内災害対策要員の食料等の確保に関する事</li> <li>6 災害対策用公用車の確保に関する事</li> <li>7 緊急通行車両標章等の交付に関する事</li> <li>8 その他支部長の命ずる応急対策に関する事</li> </ol>
支 援 班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 交通施設の被害状況の把握に関する事</li> <li>2 緊急輸送路の確保に関する事</li> <li>3 地域内輸送拠点の指定、運営に関する事</li> <li>4 避難状況等の把握に関する事</li> <li>5 救援物資の需給調整に関する事</li> <li>6 義援金及び義援物資への対応に関する事</li> <li>7 備蓄防災資機材の供給に関する事</li> <li>8 その他支部長の命ずる応急対策に関する事</li> </ol>

# 山形県自主防災組織整備推進要綱

(昭和 54 年 3 月 23 日県防災会議決定)

## 1 目的

この要綱は、地震時の災害による被害の防止又は軽減を図るため、地域住民又は施設の関係者による自主的な防災組織の整備を推進することを目的とする。

## 2 整備推進機関

- (1) 自主防災組織の整備は、災害対策基本法第 5 条第 2 項に基づき、市町村が推進するものとする。
- (2) 県及び防災関係機関は、有機的連携のもとに市町村の整備推進活動に積極的に協力するものとする。

## 3 整備推進する自主防災組織

- (1) 地域の自主防災組織  
住民の各地域における自発的な防災組織
- (2) 施設の自主防災組織  
大規模な人的、物的被害が発生する危険性を有している施設の自発的な防災組織

## 4 地域の自主防災組織の整備

- (1) 自主防災組織の重点推進地区  
全県的に整備を推進するものとし、特に災害危険度の高い次のような地域に重点をおき、推進を図るものとする。
  - ア 木造家屋の集中している市街地
  - イ 地すべり等災害危険区域
  - ウ 消防水利、道路事情等により消防活動等の困難な地域
- (2) 自主防災組織の規模  
地域の自主防災組織は、次の事項に留意して住民がもっとも効果的な防災活動が行える地域を単位として整備を推進するものとする。
  - ア 住民が連帯感に基づいて、防災活動を行うことが期待される規模であること。
  - イ 住民の日常生活にとって、基礎的な地域として一体性を有する地域であること。
- (3) 自主防災組織の育成  
既存の町内会、自治会等の自治組織を自主防災組織として育成することを基本として、次のような方法等により組織づくりを推進するものとする。
  - ア 町内会、自治会等の自治組織活動に防災活動を組み入れる。
  - イ 防犯協会、防火協会等の活動を行っている組織に防災活動の組み入れ又はその充実強化を図る。
  - ウ 婦人団体、青年団体、P・T・A等その地域で活動している組織に防災活動を組み入れる。

## 5 施設の自主防災組織の整備

- (1) 整備推進施設  
次のような施設を対象に整備の推進を図るものとする。  
なお、法令により防火管理者等をおき、消防計画を作成し、自衛消防組織を設置している施設については、新たに自主防災組織の設置の必要はなく、地震対策を考慮する等その防災体制の充実強化を図って自主防災体制を整備するものとする。
  - ア 高層建築物、劇場、百貨店、旅館、学校など多数の者が利用する施設
  - イ 石油類、高圧ガス、火薬類、毒劇物等を貯蔵し、又は取り扱う製造所、貯蔵所及び取扱所
  - ウ 多数の従業員が勤務する事業所で、組織的に防災活動を行う必要がある施設
- (2) 複合用途施設の自主防災組織  
同一施設内に複数の事業所が所在する雑居ビル等の施設において、個々の事業所が独自に自主防災組織を設置することが効率的でない場合は、これらの事業所が共同して自主防災組織を設けるものとする。

(3) 防災責任者の設置

施設の自主防災組織には、防災業務を推進する責任者として防災責任者を置くものとする。

ただし、法令に基づいてこれと同様の職務を有するものが定められている場合は、その者をして防災責任者とすることができる。

6 自主防災組織の連絡会議

地域の自主防災組織の区域内に施設の自主防災組織が存在する場合、又は同一施設に複数の自主防災組織が存在する場合には、これらの組織の活動を調整するため連絡会議等を設けるものとする。

7 自主防災組織の整備推進及び自主防災組織に対する協力

(1) 市町村

ア 自主防災組織の整備推進を図り、住民等に対し自発的な防災組織の必要性と防災意識の高揚を図るため「モデル自主防災組織育成整備事業」及びその他必要な事業を実施するものとする。

イ 町内会長等地域の指導者及び施設の管理者を対象に、自主防災組織の育成について指導するとともに、災害及び防災に関する知識の徹底を図るための防災教育を実施するものとする。

ウ 自主防災組織が整備する防災資機材の備蓄に関し、積極的に協力するものとする。

エ 自主防災組織が実施する防災訓練に対し指導するとともに、訓練用資材の提供等協力を努めるものとする。

(2) 県

市町村が行う自主防災組織の整備推進活動及び市町村が行う自主防災組織に対する協力活動については、県は、積極的に指導及び協力を努めるものとする。

(3) その他の防災関係機関

市町村が行う自主防災組織の整備推進活動に対し、その他の防災関係機関は、積極的に協力するものとする。

# 山形県液化石油ガス事故等災害対策実施要綱

(昭和56年3月9日制定)

消費先における液化石油ガス設備のガス漏れ事故が発生し、被害が拡大するおそれのある場合、警察、消防及び山形県並びに一般社団法人山形県LPGガス協会（液化石油ガス販売事業者を含む。以下「関係機関」という。）は、この要綱に基づき対処するものとする。

## 1 目的

この要綱は、ガス漏れ事故の発生に際し、関係機関が相互に協力し、ガス爆発事故等の二次災害を防止し、被害の軽減を図ることを目的とする。

## 2 緊急時における連絡

ガス漏れ事故を覚知した機関は、電話等で相互に連絡確認を行うものとする。

## 3 出動

ガス漏れ事故の通報を受けた機関は、通報者に対しおおむね次の応急措置を講ずるよう指示したうえで現場に出動するものとする。

①容器バルブの閉止 ②火気の使用禁止 ③漏えいガスの排出及び屋外への退避 ④付近住民への通報

なお、警察、消防機関にあつては販売事業者の確認に努めるものとする。

## 4 初動時における関係機関の行動

### (1) ガスの供給停止

ガス供給導管に設けられているしゃ断装置又は容器バルブの閉止作業は、原則として販売事業者が行うものとする。ただし、販売事業者が現場に到着していない場合であつて、緊急を要すると認められるときは、関係機関も措置することができる。

### (2) 火災警戒区域の設定

消防長又は消防署長は、住民に対する危険を排除するため、警察官、その他の協力を得て火災警戒区域を設定するものとする。

### (3) 交通規制の実施

警察官は、現場周辺における所要の交通規制を行うものとする。

### (4) 避難誘導

消防及び警察官は、状況により、住民等を安全な場所に避難させるものとする。

### (5) 広報実施

関係機関は、住民等に対し積極的に広報を実施するものとする。

### (6) 情報収集

関係機関は、情報の収集を行い、相互に連絡して防災活動が円滑に行われるよう努めるものとする。



## 5 現場活動の調整

出動した関係機関は、消防機関が設ける現場本部に参集し、現場における協議を迅速かつ的確に行い、現場活動の円滑な推進を図るものとする。

現場における協議事項は、情報の収集、火災警戒区域の設定範囲、住民広報、一般社団法人山形県LPガス協会が地区ごとに定める防災センター（以下「防災販売店」という。）に対する出動要請の要否、その他の必要な事項とする。

また、現場活動の調整は、消防長又は消防署長が行うものとする。

## 6 出動要請

防災販売店に対する出動要請は、事故発生時に販売事業者（ガス供給者）が不在であり、その所在を確認するいとまがないとき、又は現場本部の調整に基づき消防機関が行うものとする。

## 7 防災販売店の出動

- (1) 防災販売店は、消防機関から出動要請を受けた場合は、迅速に所要の資機材を携行し要請された現場に出動するものとする。
- (2) 出動要請を受けた防災販売店は、消防機関に対し出動人員を連絡するものとし、出動要員は別に定めるヘルメット及び腕章を着用するものとする。
- (3) 現場に出動した防災要員は、消防長又は消防署長（現場において確認することができない場合は上席の消防吏員とする。）に対し、到着した旨を報告するとともに、災害防止上有効と認められる作業内容を打ち合わせたうえ、直ちに作業に着手するものとする。

## 8 事後措置

- (1) 現場に出動した防災販売店は、液化石油ガス設備に係る被害の概要及び措置内容を速やかに供給業者に連絡するとともに、所属地区の長を経由し、協会長に報告するものとする。
- (2) 現場に出動した関係機関の撤収は、消防長又は消防署長が行う調整を踏まえ、各機関の責任について行うものとする。

## 9 出動に係る災害補償

防災販売店の要員がこの要綱に基づく作業に従事し、又は従事するための出動途上における災害に対しては、次のいずれかにより補償をおこなうものとする。

- (1) 一般社団法人山形県LPガス協会が加入する傷害保険（全L協防災活動傷害保険）
- (2) 防災販売店が加入する労働者災害保険法の労災補償
- (3) 消防法第36条の3による災害補償

## 10 その他

この要綱に定めのない事項については、必要の都度各機関が協議して定めるものとする。

### 附則

この要綱は、昭和56年 4月 1日から実施する。

### 附則

この要綱は、平成 7年 5月30日から実施する。（一部改正）

### 附則

この要綱は、平成25年 4月 1日から実施する。（一部改正）

## 市町村総合防災訓練実施要綱

### 1 目 的

この要綱は、平成7年1月17日の阪神・淡路大震災を契機として、災害発生時における初動態勢、自主防災体制及び広域応援体制等の防災活動の円滑化を期するとともに、関係機関相互の協力体制を確立し、地域住民の防災意識の高揚を図るために市町村が実施する総合防災訓練について、その細目を定めたものである。

### 2 実 施

市町村は、地域住民及び防災関係機関の協力のもと、訓練効果の期待できる時期を選定し、総合防災訓練を年1回実施するものとする。

なお、県は市町村の総合防災訓練の実施に積極的に協力するものとする。

### 3 訓練内容

総合防災訓練は、震災、風水害等及びその被害に係る想定を明確にし、別紙の「訓練の体系」及び「訓練の項目」を基本とした訓練の全部又は一部を総合的に実施するものとするが、特に、次の項目を重点的に取り入れた実践的なものとする。

- ① 初動態勢の強化を図るため、職員の動員配備訓練及び災害対策本部運営訓練(情報の収集伝達等)を実施する。
- ② 自主防災体制の強化を図るため、消防団、自主防災組織及び地域住民等による初期消火、避難誘導訓練及び応急救護訓練等を実施する。
- ③ 広域応援体制の強化を図るため、自衛隊に対する災害派遣要請の訓練、他の市町村等に対する医療、消防、物資等各般にわたる応援要請の訓練等を実施する。
- ④ 被災者の避難訓練を確保するため、避難所の設置運営訓練を実施する。
- ⑤ 防災ボランティアに対する受入れ窓口を明確にし、防災ボランティアを活用した訓練を実施する。
- ⑥ 高齢者、障害者等の災害時要援護者に配慮した、社会福祉施設、病院等による情報伝達訓練、避難誘導訓練を実施する。
- ⑦ 都市型災害に対応した、道路等の交通対策、電気・電話・ガス・上下水道などの生活関連施設復旧対策の訓練を実施する。

### 4 参加機関

市町村地域防災計画の中で防災業務の実施機関としている市町村、県、指定(地方)行政機関、指定(地方)公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者並びに地域住民等とする。

### 5 訓練計画の報告

市町村は、翌年度の訓練計画を別記様式により、当該年度の1月末日まで所管する各総合支庁を経由して防災危機管理課に報告するものとする。

附 則

- 1 この要綱は平成7年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は平成19年1月4日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は平成31年4月1日から施行する。

## 山形県防災資機材等管理運営要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、災害が発生した場合に、広域的な被災者の救助及び応急復旧等の災害応急対策を行うため、県が整備し、備蓄する防災資機材等の管理運営に関して必要な事項を定めることを目的とする。

### (備蓄する防災資機材等の品目、数量及び管理等)

第2条 この要綱でいう防災資機材等の品目は、食料、飲料水、生活必需品、応急対策用資機材とする。

- 2 防災資機材等は各総合支庁の庁舎等に分散して保管することとし、その管理は、各総合支庁長（以下「防災資機材等管理者」という。）が行う。
- 3 防災資機材等の数量については、別に台帳を作成し、管理するものとする。
- 4 防災資機材等管理者は、年度末における防災資機材等の管理状況を別紙様式第1号（防災資機材等管理状況報告書）により、毎年4月10日までに知事に報告しなければならない。
- 5 前項に定めるもののほか、知事が必要に応じて防災資機材等の管理状況の報告を求めたときは、防災資機材等管理者は、速やかにこれを報告しなければならない。

### (防災資機材等の評価)

第3条 知事は、防災資機材等の評価を行うために、防災資機材等評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置するものとする。

- 2 評価委員会は毎年度当初において、防災資機材等の評価を行い、その結果を知事に報告しなければならない。
- 3 評価委員会の組織及び運用に関する事項は別に定めるものとする。

### (供与)

第4条 この防災資機材等は、次の各号に掲げる場合に供与を行う。

- (1) 災害発生時において応急対策の用に供するため、市町村等防災関係機関の長から要請があったとき。
- (2) 防災資機材等の有効活用を図るため、次に掲げる用に供するとき。
  - ア 地域防災力を強化するための自主防災組織等の訓練、研修又は啓発活動
  - イ 保育所等の児童福祉施設における給食等
- (3) その他、特に防災資機材等の供与を適当と認めるとき。

### (供与の手続き)

第5条 前条に定める供与を受けようとする者は、次の各号により必要な手続きを行う。

- (1) 前条第1項第1号の場合、供与を受けようとする者は、別紙様式第2号（防災資機材等供与要請書）により知事に供与を要請するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。
- (2) 前条第1項第2号の場合、その手続きについては別に定めるものとする。
- (3) 前条第1項第3号の場合、供与を受けようとする者は、事前に別紙様式

第2号（防災資機材等供与要請書）を知事に提出し、供与を要請しなければならない。

（供与の決定）

- 第6条 知事は、前条第1項第1号又は第3号の規定による供与要請があったときは、その内容を審査し、適当と認める場合は速やかに供与を決定し、別紙様式第3号（防災資機材等供与決定通知書）を供与要請者に交付するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、前条第1項第1号又は第3号の規定に基づく供与要請にあつては、口頭又は電話等により供与の決定をすることができる。この場合、前項の文書は、当該決定後に交付するものとする。

（供与の条件）

- 第7条 前条に定める供与を決定するときは、次の各号に掲げる条件を付するものとする。
- （1） 防災資機材等の引き渡しに要する経費及び防災資機材等の供与期間中におけるそれらの管理に要する経費は、供与を受けた者の負担とすること。
  - （2） 防災資機材等は、供与の目的以外に使用しないこと。
  - （3） 防災資機材等は、善良な管理者の注意をもって管理すること。
  - （4） 未使用かつ賞味期限又は使用期限等が超過していない防災資機材等については返還すること。

（貸与）

- 第8条 この防災資機材等は、次の各号に掲げる場合に、市町村等防災関係機関の長の要請に基づき貸与を行う。
- （1） 災害発生時において災害応急対策の用に供するとき。
  - （2） 防災訓練等で防災資機材等の操法等に習熟するため使用するとき。
  - （3） その他、特に防災資機材等の貸与を適当と認めるとき。

（貸与の手続き）

- 第9条 前条に定める貸与を受けようとする者は、次の各号により必要な手続きを行う。
- （1） 前条第1項第1号の場合、貸与を受けようとする者は、別紙様式第2号（防災資機材等貸与要請書）により知事に貸与を要請するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。
  - （2） 前号以外の場合、貸与を受けようとする者は、事前に別紙様式第2号（防災資機材等貸与要請書）を知事に提出し、貸与を要請しなければならない。

（貸与の決定）

- 第10条 知事は、前条の規定による貸与要請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは速やかに貸与を決定し、別紙様式第3号（防災資機材等貸与決定通知書）を貸与要請者に交付するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、前条の規定に基づく貸与要請にあつては、口頭又は電話等により貸与の決定をすることができる。この場合前項の文書は、当該決定後に交付する

ものとする。

(貸与の条件)

第11条 前条に定める貸与を決定するときは、次の各号に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 防災資機材等の引き渡し及び返還に要する経費並びに防災資機材等の借り受け期間中におけるそれらの管理に要する経費は、当該借受者の負担とすること。
- (2) 防災資機材等は、貸与の目的以外に使用しないこと。
- (3) 防災資機材等は、善良な管理者の注意をもって管理すること。
- (4) 防災資機材等は、貸与期間満了後、速やかに点検、整備して返還すること。ただし、知事が必要に応じて防災資機材等の返還を要求したときは、直ちにこれに応ずること。

(き損・亡失等)

第12条 防災資機材等の貸与を受けた者が、当該防災資機材等をき損又は亡失等により、貸与を受けたときの状態で返還することができなくなったときは、その事実及び事由について別紙様式第4号（防災資機材等き損・亡失届）により速やかに知事に届け出るとともに、原則として、貸与を受けた者の責任において修理し、又は補てんしなければならない。

(引き渡し)

第13条 防災資機材等の引き渡しは、知事が指定する日時及び場所において行う。

(使用報告書)

第14条 防災資機材等の供与又は貸与を受けた者は、その使用を終了したときは、速やかに別紙様式第5号（防災資機材等使用報告書）を知事に提出しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、防災資機材等の管理運用について必要な事項はその都度別に定める。

附 則

この要綱は、平成7年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年10月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

# 山形県消防防災ヘリコプター運航管理要綱

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この要綱は、山形県消防防災ヘリコプター（以下「消防防災ヘリ」という。）の運航管理等について必要な事項を定めることにより、航空消防活動の安全かつ効果的な遂行を図ることを目的とする。

### (他の法令との関係)

第2条 消防防災ヘリの運航管理については、航空法（昭和27年法律第231号。以下「法」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (定義)

第3条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 消防防災ヘリ等 消防防災ヘリ、消防防災ヘリ用装備品、消防防災業務活動用装備品、付属品、整備用工具類及びその他の消防防災ヘリの整備等に必要な資機材をいう。
- (2) 航空消防活動 消防防災ヘリ等を使用して行う火災防ぎょ活動、救助活動、救急活動、災害応急対策活動及びその他の消防防災活動（これらの活動に係る訓練を含む。）をいう。
- (3) 消防防災航空隊員 航空機等を使用し、航空消防活動に従事する防災くらし安心部消防救急課（以下「消防救急課」という。）の消防防災航空隊長（以下「隊長」という。）、副隊長及び隊員をいう。
- (4) 航空消防活動従事者 消防防災ヘリに乗り込んでその運航又は航空消防活動に従事する者をいう。
- (5) 消防防災航空隊 消防組織法第30条第3項の規定に基づき、消防救急課の消防防災航空主幹及び前3号の職員で編成する消防航空隊をいう。
- (6) 自隊訓練 消防防災航空隊員が基本訓練及び応用技術の修得を図るために行う訓練をいう。
- (7) 運航計画 消防防災ヘリを効果的に運航するため、航空消防活動及び自隊訓練等について定める飛行計画をいう。

## 第2章 消防防災航空隊

### (消防防災航空隊の任務)

第4条 消防防災航空隊（以下「航空隊」という。）は、航空機等を使用し、航空消防活動を実施することを任務とする。

- 2 航空隊には、その総括者である総括隊長（兼）運航責任者のほか、運航安全管理者、運航責任者補助職員（以下「運航管理担当者」という。）、隊長、副隊長及び隊員を置く。
- 3 総括隊長（兼）運航責任者は、消防救急課消防防災航空主幹をもって充てる。
- 4 運航管理担当者は、運航安全管理者が兼ねるものとし、消防防災ヘリ運航管理業務委託業者の担当者をもって充てる。

（総括隊長（兼）運航責任者の任務）

第5条 総括隊長（兼）運航責任者は、航空隊の運営全般に当たるものとし、航空消防活動従事者を指揮監督して、航空消防活動の安全かつ効果的な遂行に努めなければならない。

（運航安全管理者の任務）

第6条 運航安全管理者は、総括隊長（兼）運航責任者及び航空消防活動従事者に対する消防防災ヘリの運航、航空消防活動の実施、航空消防活動従事者の健康管理その他必要と認める事項に関する助言、教育訓練等基本計画及び実施計画の立案、これらの業務に必要な調査研究等に努めなければならない。

（運航管理担当者の任務）

第7条 運航管理担当者は、総括隊長（兼）運航責任者の事務補助並びに消防防災ヘリの運航に係る安全管理に当たるものとし、気象及び航空情報の収集、分析等を行い、総括隊長（兼）運航責任者及び航空消防活動従事者に消防防災ヘリの安全運航に必要な情報を伝え、航空消防活動の安全かつ効果的な遂行に努めなければならない。

（隊長の任務）

第8条 隊長は、副隊長及び隊員を指揮監督して航空消防活動の安全かつ効果的な遂行に努めなければならない。

（副隊長の任務）

第9条 副隊長は、隊長を補佐し、航空消防活動の万全を期さなければならない。

- 2 隊長に事故あるときは、総括隊長（兼）運航責任者が予め指名する順位に基づき、副隊長がその職務を代行する。

（隊員の任務）

第10条 隊員は、総括隊長（兼）運航責任者、隊長及び副隊長の指揮に従い、消防防災ヘリ等の性能と災害等の状況に即応した航空消防活動に努めなければならない。

- 2 隊員は、航空消防活動の遂行にあたっては十分安全を確認するとともに、関係法令等を遵守し、隊員相互の連携を密にして、所期の目的を達成するよう努めなければならない。

### 第3章 運航管理

(総括管理者及び総括副管理者)

第11条 消防防災ヘリの運航管理は、防災くらし安心部長（以下「総括管理者」という。）が総括する。

2 総括管理者が不在である場合は、防災くらし安心部次長（以下「総括副管理者」という。）がその職務を代行する。

(管理者)

第12条 航空隊の管理のほか、消防防災ヘリの運航及び消防防災ヘリ等の維持管理など消防防災ヘリ全般の管理に関する事務は、消防救急課長（以下「管理者」という。）が掌握する。

(総括隊長（兼）運航責任者)

第13条 総括隊長（兼）運航責任者は、航空消防活動従事者を指揮監督するとともに、消防防災ヘリの出発の承認、航空消防活動の中止の指示その他の消防防災ヘリの運航の管理に関する事務を行う。

(運航安全管理者)

第14条 運航安全管理者は、総括隊長（兼）運航責任者、航空消防活動従事者に対する安全運航全般に関する助言を行うとともに、航空消防活動の安全かつ効果的な遂行に必要な事務を行う。

(運航管理担当者)

第15条 運航管理担当者は、常に気象及び航空情報の収集、分析等を行い、総括隊長（兼）運航責任者、航空消防活動従事者に消防防災ヘリの安全運航に必要な情報を提供するとともに、航空消防活動の安全かつ効果的な遂行に必要な事務を行う。

(航空消防活動指揮者)

第16条 航空消防活動指揮者は、隊長をもって充てる。ただし、隊長が消防防災ヘリに搭乗しないときは、総括隊長（兼）運航責任者が副隊長の中から航空消防活動指揮者を指定する。

2 航空消防活動指揮者は、消防防災ヘリに搭乗している間は、法第73条その他関係法令の規定により機長が行うものとされている権限を除き、航空消防活動の実施に関して航空消防活動従事者を指揮監督する。

3 航空消防活動指揮者は、消防防災ヘリを運航する場合には、運航目的、任務等を明示して、搭乗する消防防災航空隊員を指定する。

(運航計画)

第17条 管理者は、航空消防活動等を安全かつ効果的に行うために、消防防災ヘリの運航計画を定めなければならない。



2 運航計画は、山形県消防防災ヘリコプター年間運航計画（様式第1号）及び山形県消防防災ヘリコプター月間運航計画（様式第2号）とする。

（運航基準）

第18条 消防防災ヘリは、次の各号に掲げる活動で、消防防災ヘリの特性を十分活用することができ、かつ、その必要性が認められる場合に運航するものとする。

- （1）消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する任務に関し、山形県内の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町村等」という。）の長の要請があった場合の応援のための活動
- （2）災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項第2号に規定する防災のための活動
- （3）前各号の活動を達成するための訓練の活動
- （4）臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）第6条の規定により摘出された臓器の搬送のための活動
- （5）その他総括管理者が必要と認める活動

2 消防防災ヘリの運航は、原則として午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、第20条第1項の緊急運航を前提とした訓練及び日の出から日没までの間における緊急運航の場合は、この限りでない。

3 第1項第1号に掲げる活動は、山形県消防防災ヘリコプター応援協定に定めるところによる。

（運航の決定等）

第19条 総括隊長（兼）運航責任者は、消防防災ヘリの運航に当たっては、気象の状況、航空消防活動の内容及びその実施場所の状況等を可能な限り詳細に把握したうえで、運航の決定をしなければならない。

2 操縦士は、総括隊長（兼）運航責任者による運航の決定（出発の承認）を受け、法第73条の2に規定する確認のほか、航空消防活動指揮者及び他の航空消防活動従事者による、気象の状況、当該航空消防活動の内容及びその実施現場の状況等の確認終了後に、消防防災ヘリを出発させなければならない。

3 総括隊長（兼）運航責任者は、消防防災ヘリの運航に当たっては、他の消防防災関係機関との連携に十分配慮しなければならない。

（緊急運航）

第20条 緊急運航とは、第18条第1項第1号、第2号及び第4号に規定する活動並びに災害の規模等に照らし緊急を要し、市町村等の長の要請を待ついとまがないと知事が認めた場合の活動のための運航をいう。

2 緊急運航は、第17条第1項に規定する運航計画に基づく運航（以下「通常運航」という。）に優先する。

- 3 総括隊長（兼）運航責任者は、消防防災ヘリの通常運航中に緊急運航を要する事態が生じた場合には、直ちに緊急運航に移行する旨を指示しなければならない。
- 4 総括隊長（兼）運航責任者は、緊急運航を行ったときは、速やかにその状況を管理者に報告しなければならない。
- 5 管理者は、緊急運航を行ったときは、速やかにその状況を総括管理者又は総括副管理者に報告しなければならない。
- 6 緊急運航に関してその他必要な事項は、別に定めるものとする。

#### （情報連絡及び報告）

第 21 条 航空消防活動指揮者は、消防防災ヘリの搭乗中に得た重要な情報等について、総括隊長（兼）運航責任者を経て管理者に報告しなければならない。特に、緊急運航に係る災害等の状況については、災害速報（様式第 3 号）により速やかに報告しなければならない。

- 2 航空消防活動指揮者は、消防防災ヘリに搭乗し活動を終了したときは、運航状況等について飛行報告書（様式第 4 号）を作成し、総括隊長（兼）運航責任者を経て管理者に報告しなければならない。
- 3 航空消防活動指揮者は、緊急運航を行ったときは、前項の飛行報告書に加えて緊急運航報告書（様式第 5 号）を作成し、速やかに総括隊長（兼）運航責任者を経て管理者に報告しなければならない。

#### （飛行場外離着陸場等）

第 22 条 管理者は、市町村と協議し、航空消防活動を安全かつ効果的に遂行するため、法第 79 条ただし書きの規定による飛行場外離着陸場及び法第 81 条の 2 の規定による緊急離着陸場を確保しておかなければならない。

- 2 総括隊長（兼）運航責任者は、前項の飛行場外離着陸場を調査し、常にその実態の把握に努めるものとする。
- 3 隊長は、総括隊長（兼）運航責任者の指示を受け、前項の飛行場外離着陸場の調査を計画的に実施するものとする。

### 第 4 章 安全管理

#### （安全管理）

第 23 条 総括管理者は、航空関係法令及び国土交通大臣の定める消防防災ヘリの運用限界等指定書を踏まえ、航空消防活動の適正な執行体制及び航空事故防止対策を確立し、安全管理の適正を期さなければならない。

- 2 管理者は、航空消防活動の遂行にあたり、航空消防活動従事者の任務及び分担業務の適正な執行を確保し、航空事故防止対策を講じる等、安全管理に万全を期すとともに、消防防災ヘリ等を格納する施設の適正な保守管理を行わなければならない。

(総括隊長(兼)運航責任者の責務)

第24条 総括隊長(兼)運航責任者は、航空消防活動の遂行にあたり、航空消防活動従事者の任務及び分担業務が適正に執行され、当該活動が効果的かつ安全に遂行できるよう、航空消防活動従事者に対する教育訓練等基本計画及び教育訓練等実施計画を推進し、所要の安全対策を講じなければならない。

(運航安全管理者の責務)

第25条 運航安全管理者は、消防防災ヘリの運航の安全を確保するため、教育訓練等基本計画及び教育訓練等実施計画を立案し、実施状況を管理するとともに、航空消防活動の遂行にあたり、総括隊長(兼)運航責任者、航空消防活動従事者に対し適切に助言を行い、所要の安全対策を講じなければならない。

(運航管理担当者の責務)

第26条 運航管理担当者は、消防防災ヘリの安全運航に必要となる気象及び航空情報を収集・分析のうえ、総括隊長(兼)運航責任者、航空消防活動従事者に対し提供し、所要の安全対策を講じなければならない。

(航空消防活動指揮者の責務)

第27条 航空消防活動指揮者は、航空消防活動の遂行にあたっては、航空消防活動従事者の任務及び分担業務が適正に執行され、当該活動が効果的かつ安全に遂行できるよう努めなければならない。

(技能証明書の確認等)

第28条 総括管理者は、法第23条及び第25条に定める技能証明書、法28条第3項に定める航空身体検査証明書、法71条の3第1項に定める特定操縦技能検査/確認の証明書を有する委託会社の技術者の確認をしなければ、消防防災ヘリを航空の用に供してはならない。

2 管理者は、装備品を適正に管理し、消防防災ヘリ等の性能を最大限発揮できる状態にしておかなければならない。

(事前調査)

第29条 総括管理者は、消防防災ヘリの運航見込区域における次の事項について、あらかじめ調査を行うものとする。

(1) 地勢状況

(2) 活動が予測される場所並びにその地形及び気象の状況

(3) 飛行場外離着陸場、山林火災の消火に係る給水場所、消防防災ヘリの燃料の補給施設その他活動に必要な施設設備の状況、位置、構造及び管理状態

(運航中の安全対策)

第 30 条 総括隊長（兼）運航責任者は、消防防災ヘリの動態を管理するシステム等による飛行状況の監視及び航空消防活動の現場の状況、気象状況その他航空消防活動に関する情報の収集を行い、必要に応じて操縦士及び航空消防活動指揮者に当該情報を提供するとともに、航空消防活動を安全に実施することが困難であると認める場合には、操縦士及び航空消防活動指揮者に対し、航空消防活動を中止するよう指示しなければならない。

2 運航安全管理者は、総括隊長（兼）運航責任者に対して、安全運航に必要な助言及び安全運航が困難であると認められる場合の航空消防活動の中止に係る助言を行わなければならない。

3 操縦士及び航空消防活動指揮者は、消防防災ヘリ運航中は、運航体制、周辺の気象状況及び地理的条件、消防防災ヘリの機体特性、操縦士の操縦技能等を踏まえ、安全管理に十分配慮し、航空消防活動を安全に実施することが困難であると認める場合には、航空消防活動を中止する判断をしなければならない。

## 第 5 章 教育訓練等

(航空消防活動従事者の教育訓練等)

第 31 条 総括管理者は、航空消防活動従事者の次の教育訓練等を実施するために必要な訓練体制並びに施設、設備及び教材の整備を図り、航空消防活動従事者の養成及び資質の向上に努めなければならない。

(1) 航空消防活動従事者の安全の確保に資する訓練

(2) 航空消防活動従事者の消防防災ヘリの安全かつ効果的な運航のために利用可能な人員、資機材及び情報等を活用した訓練

(3) 操縦士の安定確保に向けた養成訓練

(4) 操縦士の操縦技能の習得維持に必要な飛行訓練及び緊急操作訓練、操縦技能確認

2 管理者は、航空消防活動を効果的に遂行するため、市町村等及びその他の関係機関と連携のうえ、必要な訓練を実施しなければならない。

(教育訓練等基本計画)

第 32 条 総括管理者は、教育訓練等を実施するに当たり教育訓練等基本計画を定めるとともに、毎年、同計画に検討を加え、必要に応じて見直しを行うものとする。

2 教育訓練等基本計画には、次の事項を定めるものとする。

(1) 教育訓練等の目標及び内容並びにその実施方法

(2) 教育訓練等に係る安全管理対策

(3) 教育訓練等に必要な施設整備の整備計画

(4) 教育訓練等に当たる指揮者の確保及び養成のための対策

(5) 前各号に掲げるもののほか、教育訓練等を効果的かつ安全に実施するために必要な事項

(教育訓練等実施計画)

第 33 条 総括管理者は、前条で定めた教育訓練等基本計画に基づき、毎年、教育訓練等実施計画を定めるものとする。

2 教育訓練等実施計画には、次の事項を定めるものとする。

- (1) 年間の教育訓練等の目標及び内容並びにその実施方法
- (2) 年間の教育訓練等の対象者
- (3) 年間の教育訓練等の時間数及び実施時期
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、毎年の教育訓練等を円滑に実施するために必要な事項

(自隊訓練)

第 34 条 総括隊長 (兼) 運航責任者は、教育訓練等基本計画及び実施計画並びに運航計画に基づき、自隊訓練に努めなければならない。

2 隊長は、総括隊長 (兼) 運航責任者の指示を受け、自隊訓練を実施しなければならない。

## 第 6 章 航空事故対策等

(捜索及び救難体制の確立)

第 35 条 総括管理者は、航空事故が発生するおそれ若しくは発生した疑いのある場合又は航空事故が発生した場合の捜索救難等の初動体制及びその後の処理に関する体制を確立しなければならない。

(航空事故発生時等の措置)

第 36 条 操縦士又は航空消防活動指揮者は、消防防災ヘリ搭乗中、消防防災ヘリの故障、気象の急変等により航空事故が発生するおそれ若しくは発生した疑いのある場合又は航空事故が発生した場合は、人命及び財産に対する危難の防止に最善の手段を尽くすなど万全の措置を講じ、その状況を直ちに総括隊長 (兼) 運航責任者に報告しなければならない。

2 運航安全管理者は、前項の報告を受けた場合は、操縦士及び航空消防活動指揮者に対し、人命及び財産に対する危難の防止に最善の手段を尽くすなど万全の措置に係る助言を行わなければならない。

3 総括隊長 (兼) 運航責任者は、第 1 項の報告内容を直ちに管理者に報告しなければならない。

4 管理者は、前項の報告を受け、又は第 1 項に関する情報を入手した場合は、前条の規定により、直ちに所要の捜索救難活動を開始するとともに、その旨を総括管理者に報告しなければならない。

(事故等の報告)

第 37 条 総括管理者は、法第 76 条第 1 項に規定する事故が発生した場合又は発生した疑いがある場合には、直ちに事故発生の有無、事故の状況、原因、損害等について調査し、その結果を知事に報告しなければならない。

2 総括管理者は、前項に規定する事故が発生した場合又は発生した疑いがある場合は、速や



かにその旨を国土交通大臣及び消防庁長官に報告しなければならない。

(事故発生のおそれがある場合の報告)

第 38 条 総括管理者は、法第 76 条第 1 項に規定する事故が発生するおそれのある事案が生じた場合は、速やかにその旨を知事及び消防庁長官に報告しなければならない。

## 第 7 章 相互応援協定等

(相互応援協定等の締結)

第 39 条 総括管理者は、航空消防活動の安全かつ円滑な遂行に資するため、隣接県の他の地方公共団体との間で、相互応援協定の締結等に努めなければならない。

2 総括管理者は、法第 10 第 1 項に規定する耐空証明を受けるために必要な検査（以下「耐空検査」という。）など運航できない場合に備え、関係機関との間で、相互応援の協定締結等に努めなければならない。

(関係機関との連携等)

第 40 条 総括管理者は、航空消防活動の実施に関して、航空機を用いた捜索及び救助を行う他の行政機関と相互に緊密に連携する体制の整備に努めなければならない。

2 総括管理者は、耐空検査を行う場合等は、隣接県の他の地方公共団体の区域における活動が確保されるよう、実施時期の調整等を行うなど、常時活動が行えるよう努めなければならない。

## 第 8 章 その他の使用手続き

(使用予定表)

第 41 条 消防防災ヘリの使用を希望する者は、別途指定する期日までに山形県消防防災ヘリコプター使用年間予定表（様式第 6 号）を、また、使用予定日の 30 日前までに山形県消防防災ヘリコプター使用月間予定表（様式第 7 号）を総括管理者に提出しなければならない。

(消防防災ヘリの使用申請)

第 42 条 前条の規定により使用予定表を提出した者であって、消防防災ヘリを使用したい者は、使用する日の 15 日前までに山形県消防防災ヘリコプター使用申請書（様式第 8 号）を総括管理者に提出しなければならない。

(消防防災ヘリの使用承認)

第 43 条 総括管理者は、前条の申請があったときは、その使用目的、使用内容等を審査のうえ、適当と認めるときは、その使用を承認するものとする。

2 総括管理者は、前項の規定により承認した場合は、山形県消防防災ヘリコプター使用承認書（様式第 9 号）を交付するものとする。

(書類の経由)

第 44 条 第 41 条及び第 42 条の規定により提出すべき書類は、すべて航空隊を経由しなければならない。

## 第 9 章 雑則

(記録及び保存)

第 45 条 管理者は、航空関係法令に基づく記録のほか、必要な記録簿を備え、航空消防活動に関する記録を整理しなければならない。

(その他)

第 46 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

- 1 この要綱は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 10 年度における消防防災ヘリの使用に係る山形県消防防災ヘリコプター使用年間予定表の提出については、第 26 条中「希望する年度の前年度 1 月末」とあるのは「平成 10 年 4 月末日」とする。

### 附 則

この要綱は、平成 12 年 12 月 14 日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

### 附 則

この要綱は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

### 附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

## 山形県消防防災ヘリコプター緊急運航要領

(趣旨)

第1条 この要領は、山形県消防防災ヘリコプター運航管理要綱（以下「要綱」という。）第20条第6項の規定により、消防防災ヘリコプターの緊急運航（要綱第18条第1項第4号に規定する活動を除く。以下「緊急運航」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(他の規定との関係)

第2条 緊急運航については、要綱、臓器移植法の施行に伴う山形県消防防災ヘリコプターによる臓器搬送取扱要領及び山形県消防防災ヘリコプター応援協定（以下「協定」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(緊急運航の基準)

第3条 緊急運航は、山形県消防防災ヘリコプター緊急運航基準（別紙）に該当する場合に行うものとする。

(緊急運航の要請)

第4条 緊急運航の要請は、緊急運航を要する事態が発生した市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町村等」という。）の長が山形県防災くらし安心部消防救急課長（以下「管理者」という。）に対し行うものとする。

(緊急運航要請の手続)

第5条 前条の緊急運航の要請は、次の各号に掲げる時間帯の区分に応じ当該各号に掲げる方法により行うものとする。

(1) 午前8時30分から午後5時15分まで 消防防災航空隊に対して電話等にて速報の後、山形県消防防災ヘリコプター緊急運航要請書（別記様式。以下「緊急運航要請書」という。）を当該隊にファクシミリにて提出

(2) 前号に掲げる以外の時間帯 消防防災航空隊長又は副隊長に対して電話にて速報の後、緊急運航要請書を消防防災航空隊にファクシミリにて提出

2 救急救命処置（救急救命士法第44条第1項の規定による特定行為を含む。）を受けている傷病者の同乗を伴う緊急運航を要請する場合は、電話等でその旨を速報のうえ、緊急運航要請書に記載して提出するものとする。

なお、本項の要請による緊急運航を行う場合、必ず、救急救命士（必要に応じ医師又は看護師）が同乗し、救急救命処置の維持等、傷病者の安全の確保にあたるものとする。



(緊急運航の決定)

第6条 総括隊長（兼）運航責任者は、第4条の規定による緊急運航の要請を受けたときは、要綱第19条第1項を把握したうえ運航を決定する。

2 総括隊長（兼）運航責任者は、出動の可否を決定したときは、直ちに緊急運航を要請した市町村等の長（以下「要請者」という。）に対し緊急運航の可否を伝達するとともに、緊急運航を行う場合にあつては、速やかに要請内容に対応する出動体制を整備し、管理者に対する緊急運航の報告、必要に応じ山形県警察本部航空隊及び陸上自衛隊第6師団第6飛行隊並びに海上保安庁酒田海上保安部（海等での水難救助等の場合に限る。）に対する緊急運航の通報を行うものとする。

(受入態勢)

第7条 要請者は、消防防災航空隊と緊密な連絡を図るとともに、必要に応じ、次の受入態勢を整えるものとする。

- (1) 離着陸場所の確保及び安全対策
- (2) 傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配
- (3) 空中消火基地の確保
- (4) その他必要な事項

(報告)

第8条 管理者は、災害等が収束した後、必要に応じ、要請者に対し当該災害等の状況について報告を求めることができるものとする。

附 則

この要領は、平成10年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年12月14日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年6月7日から施行する。

# 山形県災害報告取扱要領

## 1 趣 旨

この要領は、市町村長が災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第53条第1項、消防組織法（昭和22年法律第226号）第40条の規定に基づく災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付け消防防第246号）及び山形県災害救助法施行細則（昭和35年県規則第4号）第1条によりなすべき災害報告について、統一した形式及び方法を定めるものとする。

## 2 災害の定義

「災害」とは、災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付け消防防第246号）第1の2に定める災害をいう。

## 3 災害の報告

市町村長は、当該市町村の区域において災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、被害状況等について、山形県防災情報システム（「以下、県防災システム」という。）、防災基礎地図システム又は電子メールにより、知事に報告するものとする。

ただし、電子メールによる報告については、総合支庁長を経由して、知事に報告するものとする。

## 4 報告の種類等

### (1) 報告の種類及び報告の方法

報告の種類及び報告の方法は、次の表のとおりとする。

ただし、被災状況により、以下の方法による報告ができない場合には、迅速性を最優先し、電話等通信可能な方法による報告に代えることができるものとする。

報告の種類	報告の方法	摘 要
災 害 速 報	様式第1号	災害が発生するおそれがある場合、又は災害が発生した被害(状況)が把握できないとき
災 害 情 報		災害が発生したとき
配備体制 避難指示等状況 避難所開設状況	県防災システム	県防災システムによる報告を行うものとする。
人的被害 住家被害 非住家被害	県防災システム、 防災基礎地図システム、 様式第2号、様式第3号	県防災システムによる報告を優先とし、その後、防災基礎地図システムによる詳細情報の報告を行うものとする。 なお、防災基礎地図システムの入力に代えて、様式による報告も可とする。
市町村道規制情報 (孤立集落状況) 生活救援関係情報 医療救護関係情報 その他必要な情報	様式第4号  様式第5号 様式第6号～第8号 任意様式	電子メールによる報告を行うものとする。
河川被害情報 土砂災害情報 ライフライン被害 農林水産被害 文教施設被害 その他被害	県所管部局主管課の指示する方法	県所管部局主管課の指示により、市町村所管課は総合支庁所管課経由で電子メールによる報告を行うものとする。
災害確定報告	様式第9号	
災害中間年報	様式第10号	毎年1月1日から12月10日までの災害による被害の状況について、12月10日現在で明らかになったもの
災 害 年 報	様式第11号	毎年1月1日から12月31日までの災害による被害の状況

(2) 報告の提出期限

報告の提出期限は、次のとおりとする。

- ア 災害速報 即時
- イ 災害情報 即時及び被害状況・対応状況の変動に伴い順次
- ウ 災害確定報告 応急対策を終了した後10日以内
- エ 災害中間年報 県防災危機管理課が指示するとき
- オ 災害年報 県防災危機管理課が指示するとき

## 5 県防災システム及び防災基礎地図システムの報告内容及び留意事項

(1) 県防災システム及び防災基礎地図システムの報告内容は別表1及び2のとおりとする。

(2) 防災基礎地図システムによる報告に係る留意事項は、次のとおりとする。

- ア 人的被害のうち死者及び行方不明者の情報について、早期入力を行うものとする。
- イ 住家被害について、全壊等、被害が大きい主なものについては、被害状況写真を登録するものとする。
- ウ 人的・建物被害のうち、雪害によるものについては、入力を必須とする。

## 6 報告要領

被害状況等の報告要領は、次に定めるところによるものとする。

(1) 人的被害

- ア 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。また、「災害関連死者」とは、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。
- イ 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
- ウ 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。
- エ 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。

(2) 住家被害

- ア 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
- イ 「世帯」とは、生計を一つにしている実際の生活単位とする。同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別居であれば2世帯とし、寄宿舍、下宿、これに類する施設に宿泊し、共同生活を営んでいるものは原則として1世帯とする。
- ウ 「全壊」とは、住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚しく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。

エ 「半壊」とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもので、すなわち、住家の損壊が甚しいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。

オ 「一部破損」とは、全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする（床上浸水及び床下浸水に該当するものを除く）。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。

カ 「床上浸水」とは、全壊及び半壊に該当しない場合において、住家の床より上に浸水したものと及び土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。

キ 「床下浸水」とは、全壊及び半壊に該当しない場合において、床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。

### (3) 非住家被害

ア 「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。

イ 「公共建物」とは、例えば官公署庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。

ウ 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫、納屋等の建物とする。

エ 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。

### (4) その他

ア 「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。

イ 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。

ウ 「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。

エ 「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいい、具体的には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校校における教育の用に供する施設とする。

オ 「病院」とは、医療法（昭和23年法律第20号）第1条に規定する病院及び診療所とする。

カ 「道路」とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。

キ 「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。

ク 「河川」とは、河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。

ケ 「港湾」とは、港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。

コ 「砂防」とは、砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。

サ 「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。

シ 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。

ス 「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する船以外の船で、船体が没し航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。

セ 「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数とする。

ソ 「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。

タ 「電気」とは、災害により停電した戸数とする。

チ 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となった戸数とする。

ツ 災害確定報告の「水道」「電話」「電気」及び「ガス」については、被害の最大値を記入するものとする。

テ 「ブロック塀等」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。

ト 「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一つにしている世帯とする。例えば寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。

ナ 「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。

ニ 「地すべり」とは、地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第2条第1項に規定する現象をいうものとする。

ヌ 「土石流」とは、河床勾配が1/20以上の溪流において、水を含んだ土砂等が下流へ移動する現象をいうものとする。

#### (5) 火災発生

火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。

#### (6) 被害金額

ア 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とし、具体的には学校、スポーツ施設、社会教育施設、文化施設とする。

イ 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。

ウ 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。

エ 「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。

オ 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えば、ビニールハウス、農作物等の被害とする。

カ 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば、立木、苗木等の被害とする。

キ 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば、家畜、畜舎等の被害とする。

ク 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、魚具、漁船等の被害とする。

ケ 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば、工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

コ 「商工建物被害」とは、商店、工場等の被害とする。住宅と併用の場合は、住宅部分を除いた被害額とする。

サ 「鉄道施設被害」とは、鉄道施設の被害とする。

シ 「電信電話施設被害」とは、電信電話施設の被害とする。

ス 「電力施設被害」とは、電力施設の被害とする。

セ この要領において「被害額」とは原則として、施設等被害については、その施設等の再取得価格、又は復旧額、生産物被害については時価とする。

ソ 災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については、未査定額(被害見込額)を含んだ金額を記載する。

**附 則**

この要領は、昭和53年5月10日から施行する。

**附 則**

この要領は、昭和57年6月28日から施行する。

**附 則**

この要領は、昭和60年1月1日から施行する。

**附 則**

この要領は、平成8年5月1日から施行する。

**附 則**

この要領は、平成9年10月15日から施行する。

**附 則**

この要領は、平成13年9月18日から施行する。

**附 則**

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

**附 則**

この要領は、平成30年3月9日から施行する。

**附 則**

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

**附 則**

この要領は、令和3年5月20日から施行する。

**附 則**

この要領は、令和5年6月1日から施行する。

別表 1

## 【県防災システム】

報告の種類	報告の内容
配備体制	配備体制種別 要因種別 参集人数 設置日時 解散日時
避難指示等	避難対象地区名 避難ステータス 発令日時 解除日時 発令理由 対象世帯数 対象者数
避難所開設状況	避難対象地区 避難所 避難理由 開設日時 閉鎖日時 現避難者数
人的被害	死者、行方不明者、重傷者、軽傷者の人数
住家被害	全壊、半壊、一部破損、床上浸水、床下浸水の被害棟数
非住家被害	公共建物、その他（公共建物以外の建物）の被害棟数

別表 2

## 【防災基礎地図システム】

報告の種類	報告の内容
人的被害	発生日時 発生場所（町名・大字名まで） 被害情報（死者、行方不明者、重傷者、軽傷者の人数） 被害者情報（年齢、性別） ※死者、行方不明者については、被害者情報に年齢、性別、住所（町名・大字名まで）を入力するものとする。 被害の状況 摘要
住家被害	発生日時 発生場所（町名・大字名まで） 被害区分（全壊（焼）、半壊（焼）、一部破損、床上浸水、床下浸水、その他） 被害情報（棟数、世帯数、人数） 被害の状況 摘要
非住家被害	発生日時 発生場所（町名・大字名まで） 建物区分（公共建物、その他） 施設名 被害区分（全壊（焼）、半壊（焼）、一部破損、床上浸水、床下浸水、その他） 被害の状況 摘要

様式第1号

災 害 速 報 ( 月 日 時 分現在)	
発信機関及び発信者	
受信機関及び受信者	
災 害 の 原 因	
災害発生(予測)年月日	年 月 日 時
災 害 発 生 場 所	(市、町、村)
災 害 の 概 況 及 び 応 急 対 策 の 状 況	

(注)：被害発生場所を5万分の1の図面に×印で付し(A4又はA3の部分図、以下の様式も同)併せてメールで送付すること。



様式第2号

人的被害情報

報告先：

報告機関名：

No.

年 月 日 ( ) : 現在

整理 番号	被害の態様	被害発生場所	被害発生		被害者情報 (年齢、性別等)	被害の状況	備考
			月 時	日 分			

- (注) 1 被害の態様の欄には、「6 報告要領」に準じ、死亡、行方不明、重傷、軽傷の別を記入すること。  
2 被害発生場所の欄には、町名・大字名まで記入すること。  
3 被害者情報の欄には、年齢・性別を記入すること。  
ただし、死者及び行方不明者については、年齢、性別、住所(町名・大字名まで)を記入すること。  
4 備考の欄には、その他参考となる事項等を記入すること。

住家・非住家被害情報

報告先：

報告機関名：

No.

年 月 日 ( ) : 現在

1 住家被害

整理 番号	被害の態様	場 所	被害発生		被害情報 (被害棟数、 世帯数、人数)	被害の状況	備 考
			月	日			
			時	分			

2 非住家被害

整理 番号	被害の態様	場 所	被害発生		建物区分 (施設名)	被害の状況	備 考
			月	日			
			時	分			

(注) 1 被害の態様の欄には、「6 報告要領」に準じ、全壊、半壊、一部破損、床上浸水、床下浸水等の別を記入すること。

2 場所の欄には、町名・大字名まで記入すること。

3 「1 住家被害」の被害情報は、被害棟数、被害世帯数及び被害人数を記入すること。

ただし、被害世帯数及び被害人数については、後日改めて報告することによって構わない。

4 「2 非住家被害」の建物区分は、その他、公共建物の別を記入し、施設名は空き家、小屋、車庫等の非住家の種別又は公共施設名を記入すること。

5 住家の全壊等、被害が大きい主なものについては、可能な限り、被害状況写真を提出するものとする。

道路規制情報

報告先：

報告機関名：

No.

年 月 日 ( ) : 現在

整理 番号	路線名 (道路名)	区間・場所	規制理由	規制開始		規制内容	迂回路	規制解除		備考
				月	日			月	日	
							有 無			
							有 無			
							有 無			
							有 無			
							有 無			
							有 無			
							有 無			
							有 無			
							有 無			
							有 無			

- (注) 1 道路そのものの被害が生じていなくとも、冠水、事前規制等により、道路が規制されている場合にも記入すること。
- 2 路線名の欄には、一般国道、主要地方道、一般県道、市町村道等の別も記入すること。
- 3 区間・場所の欄には、何々地内等まで記入すること。
- 4 規制理由の欄には、土砂崩れ、路肩欠所、道路亀裂、落石、冠水、事前規制等の別を記入すること。
- 5 規制内容の欄には、全面通行止め、片側交互通行、重量制限等の別を記入すること。
- 6 迂回路の欄には、有無に○をつけ、有に○の場合は具体的な路線名を記入し、無に○の場合は備考の欄に道路不通等による孤立化の状況を記入すること。
- 7 規制解除の欄には、予定の場合は予定と記入すること。

生活救援関係情報

報告先：

報告機関名：

No.

年 月 日 ( ) : 現在

整理番号	避難施設名	場所	避難者数	避難者内訳	食料、飲料水、生活必需品等の不足状況
			人		

(注) 1 避難者内訳の欄には、できる限り男女別に幼児、小人(小学生～20歳未満)、大人(20歳以上～65歳未満)、高齢者(65歳以上)毎に記載すること。

医療救護関係情報Ⅰ

報告先：

報告機関名： No.

年 月 日 ( ) : 現在

病院、診療所等の被害及び受入れ可能状況

整理番号	病院、診療所名	所在地	被害内容	診察の可否	収容可能人数

- (注) 1 収容可能人数の欄には、総合病院等の場合は診療科目別に重傷者等の受け入れ可能な人数を記載すること。
- 2 既収容人数を ( ) 内書きで記入すること。

医療救護関係情報Ⅱ

報告先：

報告機関名：

No.

年 月 日 ( ) : 現在

人的被害状況

区分	人数 (人)	場 所	これまでの対応	市町村外病院への搬送必要者数及び内訳	備 考
死者	(計)				
行方不明者	(計)				
重傷者	(計)				
軽傷者	(計)				

(注) 1 市町村外病院への搬送必要者については、必要な診療科目別に記載すること。

医療救護関係情報Ⅲ

報告先：

報告機関名：

No.

年 月 日 ( ) : 現在

マンパワー及び医薬品等不足状況

整理 番号	場 所	不足するマンパワー		不足する医薬品等の 種 類 及 び 数 量	備 考
		医 師	看護婦等		
		人	人		

(注) 1 場所については、病院名や救護所名を記載すること。

2 医師については、必要な診療科名を記載すること。

災 害 確 定 報 告

市町村名		区		分		被 害		区 分		被 害		災害対策本部	名 称	
災 害 名 ・ 確定年月日	月 日 時確定		田	流出・埋没	ha			公立文教施設	千円				設 置	月 日 時
				冠 水	ha			農林水産業施設	千円				解 散	月 日 時
報 告 者 名			畑	流出・埋没	ha			公共土木施設	千円			設置市町村名 災害対策本部		
				冠 水	ha			その他の公共施設	千円					
区 分		被 害		そ の 他	学 校	箇所		小 計	千円		適用市町村名 災害救助法			
					病 院	箇所		公共施設被害市町村数	団体					
					道 路	箇所		そ の 他	農産被害	千円			計	団体
					橋 り よ う	箇所			林産被害	千円				
人的被害	死 者	人			河 川	箇所			畜産被害	千円				
	<small>うち 災害関連死者</small>	人			港 湾	箇所			水産被害	千円				
	行方不明者	人			砂 防	箇所			商工被害	千円				
	危 傷者	重 傷	人		清 掃 施 設	箇所								
		軽 傷	人		鉄 道 不 通	箇所								
住 家 被 害	全 壊		棟		被 害 船 舶	隻								
			世帯		水 道	戸								
			人		電 話	回線								
	半 壊		棟		電 気	戸		被 害 総 額	千円				消防職員出動延人数	人
			世帯		ガ ス	戸							消防団員出動延人数	人
			人		ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所								
	一 部 破 損		棟				備 考	災害発生場所						
			世帯					災害発生年月日						
			人					災害の概況						
	床 上 浸 水		棟					消防機関の活動状況						
		世帯				その他（避難指示等の状況）								
		人												
床 下 浸 水		棟	り 災 世 帯 数	世帯										
		世帯	り 災 者 数	人										
		人												
非住家	公 共 建 物	棟		火災発生	建 物	件								
					危 険 物	件								
	そ の 他	棟			そ の 他	件								





災 害 年 報

市(町・村)

区分		災害名		計
		発生年月日		
人的被害	死者	人		
	うち 災害関連死者	人		
	行方不明者	人		
	負傷者	重傷	人	
		軽傷	人	
住家被害	全壊	棟		
		世帯		
		人		
	半壊	棟		
		世帯		
		人		
	一部破損	棟		
		世帯		
		人		
	床上浸水	棟		
		世帯		
		人		
床下浸水	棟			
	世帯			
	人			
非住家	公共建物	棟		
	その他	棟		
その他の	田	流出・埋没冠水	ha	
		流出・埋没冠水	ha	
	畑	流出・埋没冠水	ha	
		流出・埋没冠水	ha	
	学校	箇所		
	病院	箇所		
	道路	箇所		
	橋りょう	箇所		
	河川	箇所		
	港湾	箇所		
砂防	箇所			
清掃施設	箇所			

区分		災害名		計
		発生年月日		
その他	鉄道不通	箇所		
	被害船舶	隻		
	水道	戸		
電話	回線			
電気	戸			
ガス	戸			
その他	ブロック塀	箇所		
火災発生	建物	件		
	危険物	件		
	その他	件		
り災	世帯数	世帯		
り災者	数	人		
公立文教施設	千円			
農林水産業施設	千円			
公共土木施設	千円			
その他の公共施設	千円			
小計		千円		
公共施設被害市町村数		団体		
その他	農産被害	千円		
	林産被害	千円		
	畜産被害	千円		
	水産被害	千円		
	商工被害	千円		
その他		千円		
被害総額		千円		
災害対策本部	設置	月日	月日	
	解散	月日	月日	
消防職員出動延人数				
消防団員出動延人数				

# 山形県総合防災訓練開催基準要領

## 1 目 的

災害対策基本法第48条の規定並びに山形県地域防災計画及び市町村地域防災計画に基づき、災害発生による住民の生命、身体、財産を保護することの重要性にかんがみ、山形県総合防災訓練(以下「訓練」という。)を県内4ブロックの輪番とし、県と市町村の共催で年1回実施し、災害時における防災活動の円滑化を期すとともに、関係機関相互の協力体制の強化を図り、あわせて地域住民の防災に対する理解と防災意識の高揚を図ることを目的とする。

## 2 主 催

山形県、開催市町村

## 3 開 催 基 準

### (1) 開催時期

防災の日を中心とした防災週間中の開催を原則とするが、関係機関と協議のうえ決定するものとする。

### (2) 開催市町村の決定

村山・置賜・庄内・最北の4ブロックの輪番開催とし、総合支庁が参画し、ブロック内市町村が協議のうえ、開催市町村を決定するものとする。

### (3) 開催の通知

総合支庁は、上記(2)により決定した開催市町村を「訓練」開催年度の1年前の9月30日まで危機管理課に通知するものとする。

### (4) 経費の負担

「訓練」に要する経費は県及び開催市町村が支出する負担金をもって充てるものとする。

なお、支出区分等については両者が協議のうえ決定する。

### (5) 年度別訓練実施要領

当該年度における訓練実施要領は県及び開催市町村が作成し、関係機関と協議のうえ決定するものとする。

## 4 基準要領の適用

(1) この基準要領は、昭和53年4月1日から施行し、昭和54年度開催の村山ブロックの「訓練」から適用する。

(2) この基準要領は、平成14年9月5日から施行し、平成15年度開催の村山ブロックの「訓練」から適用する。

(3) この基準要領は、平成18年3月1日から施行し、平成18年度開催の最北ブロックの「訓練」から適用する。

## 山形県消防防災ヘリコプターの市町村防災訓練等参加に関する取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、山形県消防防災ヘリコプター運航管理要綱（以下「要綱」という。）第31条第2項の規定により、山形県消防防災ヘリコプター（以下「消防防災ヘリ」という。）が市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合、各消防本部並びにその他の関係機関（以下「市町村等」という。）の実施する訓練に参加する場合の参加基準及び申込手続等について、必要な事項を定めるものとする。

### (参加基準)

第2条 消防防災ヘリの参加は、市町村等が主催する防災訓練及び消防訓練（以下「防災訓練等」という。）とする。

2 消防防災ヘリの訓練種目は、火災防ぎょ訓練、救出救助訓練、救急搬送訓練、物資輸送訓練及び偵察訓練等とし種目数は協議のうえ決定する。

### (申込手続)

第3条 防災訓練等に消防防災ヘリの参加を希望する市町村等の長（以下「申請者」という。）は、別途指定する期日までに山形県消防防災ヘリコプター参加年間予定表（様式第1号）を、また、訓練日の属する月の3ヶ月前の月の末日までに山形県消防防災ヘリコプター訓練参加申込書（様式第2号）及び防災訓練等の計画書を山形県防災くらし安心部長（以下「総括管理者」という。）に提出するものとする。

2 前項の規定により提出すべき書類は、すべて消防防災航空隊を経由しなければならない。

### (参加の決定)

第4条 総括管理者は、前条の規定による訓練参加申込書が提出されたときは、要綱第17条に定める運航計画との調整及び訓練場所の飛行条件等の調査を行うとともに、次の事項に十分配慮し、参加の可否を決定し、その結果を山形県消防防災ヘリコプター訓練参加通知書（様式第3号）により申請者に通知する。

- (1) 市町村等の共催など、広域的な訓練を優先すること。
- (2) 同一日に複数の申請があった場合には、過去の訓練実績を配慮し、特定の地域に偏らないように配慮すること。
- (3) 単独の申込の場合でも、特定の市町村に訓練実績が偏らないように配慮すること。
- (4) 防災訓練等の内容については、地域の災害特性等を踏まえた具体性のあるものであること。

2 総括管理者は、前項の通知をする場合、必要な条件を付けることができる。

(参加の中止等)

第5条 市町村等の防災訓練等への参加前又は参加中に要綱第20条に規定する緊急運航を要する事態が生じた場合は、訓練参加を中止又は中断する。

2 防災訓練等の当日の気象条件が消防防災ヘリの運航に適さない場合は、山形県くらし安心部消防救急課長より申請者に連絡し、訓練の一部又は全部の参加を中止する。

(市町村等の措置)

第6条 市町村等の長は、第4条の規定による参加通知があった場合、必要に応じ、次の各号に掲げる措置を行うものとする。

- (1) 消防防災ヘリの離着陸場所を確保し、航空法施行規則第172条の2に規定する飛行場外離着陸許可申請に係る飛行場外離着陸場（以下「場外離着陸場」という。）位置図と場外離着陸場の土地使用承諾書を作成し、訓練日の1ヶ月前までに消防防災航空隊に提出すること。
- (2) 離着陸地帯には所定の標識を設け、散水等必要な措置を講ずること。
- (3) 消防防災ヘリの離着陸に際しては、人員を配置して離着陸地帯及びその付近への立ち入りを禁止すること。
- (4) 消防防災ヘリの離着陸に伴う騒音、砂塵等については、事前に離着陸場所及び訓練場所周辺住民の理解を得ておくこと。また万一これらの苦情が発生した場合には、市町村等の責任で処理すること。
- (5) 消防防災航空隊が行う場外離着陸場の事前調査及び事前の訓練に関しては、第2号から第4号までに掲げる処置を講ずること。
- (6) 訓練に必要な資機材の借用、陸上輸送等が必要な場合には、所要の協力を行うこと。

(訓練に伴う事故)

第7条 消防防災ヘリの運航上の事故を除き、市町村等の重大な過失に伴い訓練参加者及び第三者に損害を与えた事故については、県は責任を負わないものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 平成10年度の防災訓練等に係る山形県消防防災ヘリコプター参加年間予定表の提出については、第3条中「希望する年度の前年度1月末日」とあるのは「平成10年4月末日」とし、平成10年6月に実施する防災訓練等に係る山形県消防防災ヘリコプター訓練参加

申込書の提出については、同条中「訓練日の属する月の3ヶ月前の月の末日」とあるのは「平成10年4月末日」とする。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

# 大規模災害発生時におけるヘリコプター等の 災害対策活動計画

山形県ヘリコプター等運用調整会議

# 大規模災害発生時におけるヘリコプター等の災害対策活動計画

## 1 目的

この計画は、山形県内で大規模な災害が発生し、多数のヘリコプターや固定翼機（以下「ヘリコプター等」という。）が災害対策活動に従事する必要がある場合において、ヘリコプター等の効率的な運用を実施するとともに、安全運航体制を確保するため、必要な事項を定める。

なお、本計画は、山形県ヘリコプター等運用調整会議の構成機関がそれぞれ独自に実施する災害対策活動を妨げるものではなく、各機関の災害対策活動が円滑に実施されるための総合的な調整を行うことを目的とする。

※大規模な災害とは、災害対策基本法第2条第1号に定める自然現象又は事故により、多数の人的・物的被害が発生し、又は社会生活に多大な影響を及ぼす事象をいう。

## 2 ヘリコプター等の災害対策活動

### (1) ヘリコプター等の活動

災害対策活動に参画するヘリコプター等は、ヘリコプター等による活動が有効と認められる場合において次の活動を行う。

#### ア 情報収集活動

- ① 被災地における被害状況調査、情報収集及び映像伝送
- ② 地上部隊の活動支援のための情報提供

#### イ 救出救助活動

- ① ヘリコプター等での救助が必要とされる救出救助活動全般
- ② 行方不明者の搜索救助

#### ウ 救急活動

- ① 救急患者等の搬送（転院搬送含む）
- ② 被災地への医師及び医療機材等の搬送

#### エ 搬送活動

- ① 被災地への地上活動隊及び関係者等の搬送
- ② 応急復旧用資機材等の搬送
- ③ 救援物資及び医薬品等の搬送
- ④ 孤立地域からの被災者の搬送

#### オ 広報活動

- ① 避難勧告、避難誘導等の広報
- ② 民心安定のための広報

#### カ その他の活動

- ① 林野火災等の空中消火
- ② その他ヘリコプター等による対応が有効と認められる活動

### (2) 地上の活動

構成機関はヘリコプター等の活動を支えるため、相互に連携して次のような地上支援活動を行う。

#### ア ヘリコプター等の離着陸等の誘導

#### イ ヘリコプター等の場外離着陸場の整備、確保

#### ウ ヘリコプター等の安全な活動のための情報提供、飛行統制

#### エ ヘリコプター等の燃料補給



オ その他必要な活動

### 3 ヘリコプター等運用調整班の設置

#### (1) 運用調整班の設置

山形県内で大規模な災害が発生し、複数機関の多数のヘリコプター等が災害対策活動に従事する必要がある場合において、ヘリコプター等の効率的な運用調整と安全運航体制を確保するため、山形県危機管理監（山形県災害対策本部事務局長）の指示により、山形県危機管理課長は「山形県ヘリコプター等運用調整班」（以下「ヘリ運用調整班」という。）を設置し、その責任者となる。

#### (2) ヘリ運用調整班の要員

ヘリ運用調整班において実施される、運用調整に関する事務及び安全運航のための検討は、各構成機関から派遣された最小限の要員等（以下「運用調整員」という。）があたる。

#### (3) ヘリ運用調整班の設置場所

ヘリ運用調整班は、被災地域の情報収集及び関係機関との連携を円滑に実施できるよう、山形県災害対策本部事務局内又はその近接する場所に設置する。

なお、被害が局地的な災害の場合、被災地市町村等の災害対策本部又はその地域を管轄する消防本部に設置することができるものとする。

#### (4) ヘリ運用調整班の体制

ヘリ運用調整班にはヘリ運用調整班長を置き、山形県消防防災航空隊副隊長又は山形県危機管理課長が指名する者をもって充てる。

### 4 ヘリ運用調整班への要員派遣

#### (1) ヘリ運用調整班設置連絡及び運用調整員派遣要請

山形県危機管理課長は、3の（1）に基づきヘリ運用調整班を設置した場合には、各構成機関（別添「連絡体制表」）に対し、ヘリ運用調整班を設置した旨通知するとともに、運用調整員の派遣を要請するものとする。

#### (2) 要員派遣の代替措置

各構成機関は、それぞれ独自に実施する災害対策活動の実施にあたり、運用調整員の派遣が困難な場合は、ヘリ運用調整班の会議への定期的な参加や電話等による報告・調整等を行い、円滑なヘリコプター等の運用調整に努めるものとする。

#### (3) 構成機関と運用調整員の通信手段の確保

運用調整員を派遣する構成機関は、運用調整員と無線、一般有線回線その他の手段により、直接通信する手段を確保するよう努めるものとする。

#### (4) 運用調整員の自主派遣

各構成機関は、山形県内で大規模な災害が発生し、複数機関の多数のヘリコプター等が災害対策活動に従事することが明らかな場合には、上記（1）の派遣要請がなされる前においても、可能な範囲で運用調整員を自主的に派遣するものとする。

※自主派遣対象災害の基準－県内最大震度6強以上の地震発生時  
大津波警報発令時

## 5 大規模災害発生時の初動行動

構成機関は、山形県内で大規模な災害が発生した場合には、各機関で定めている初動行動に基づき活動を行うとともに、上空から災害情報の収集、把握に努め、可能な限り山形県災害対策本部（災害対策本部未設置の場合には山形県危機管理課）に情報を提供するものとする。

## 6 ヘリ運用調整班の活動調整事項

ヘリ運用調整班は、次の活動調整を行うものとする。

- (1) 山形県災害対策本部及び関係機関との活動連絡調整
- (2) 参画機関の災害対策活動へ参画可能なヘリコプター等の調査
- (3) 参画機関のヘリコプター等の活動拠点、集結場所及び離着陸場の調整
- (4) 参画機関への災害対策活動及び活動拠点の任務の振り分け調整  
(様式「ヘリコプター等運航依頼票」参照)
- (5) 参画機関のヘリコプター等の燃料補給に関する調整
- (6) 参画機関のヘリコプター等の活動に必要な地上活動支援に関する調整
- (7) 他県関係機関との広域的な連携及び調整
- (8) その他必要な事項

## 7 安全確保に関する調整事項

ヘリ運用調整班は、ヘリコプター等の安全運航を確立するため、次の事項について調整するものとする。

- (1) 安全運航確保のための航空情報（ノータム）
- (2) 参画機関の飛行計画及び災害対策活動
- (3) 使用航空波
- (4) 使用場外離着陸場
- (5) 他機関ヘリコプター等（報道ヘリコプター）の活動把握
- (6) その他ヘリコプター等の安全運航に関する事項

## 8 ヘリ運用調整班の活動終了

山形県危機管理課長は、災害の推移等により、各構成機関によるヘリコプター等の災害対策活動の調整を要しないと認めた場合には、山形県危機管理監（山形県災害対策本部事務局長）の了解を得た後に、ヘリ運用調整班を廃止するものとする。

### 附 則

この計画は、平成 24 年 3 月 30 日から施行する。

この計画は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

別 添

連絡体制表

平成28年4月1日現在

	構成機関名	担当部署	担当者職氏名	時間帯	連絡窓口	NTT電話(内線)	NTTFAX	地域衛星電話	備考
自衛隊	陸上自衛隊東北方面總監部	防衛部航空班	班長 佐藤 利春	平日日中	航空班	022-231-1111(2258)	022-231-1111(2515)	—	
				夜間休日	運用室	022-237-3056	022-237-3056	—	
	陸上自衛隊東北方面航空隊	隊本部第3科	第3科長 青柳 正	平日日中	第3科	022-286-3101(203)	022-286-3101(237)	—	
				夜間休日	霞目駐屯地当直	022-286-3101(502)	022-286-3101(237)	—	
	陸上自衛隊第6師団	司令部第3部	航空運用幹部 須藤 竹礼	平日日中	第3部防衛班	0237-48-1151(5077)	—	006-800-6617-1	
				夜間休日	司令部当直	0237-48-1151(5207)	—	006-800-6017-0	
	陸上自衛隊第6飛行隊	本部	防衛警備幹部 西田 政隆	平日日中	防衛警備幹部	0237-48-1151(5657)	0237-48-1151(5771)	—	
夜間休日				当直	0237-48-1151(5651)	0237-48-1151(5771)	—		
航空自衛隊秋田救難隊	飛行班	下田代 潔	平日日中	飛行班運用係	018-886-3320(231、252)	018-886-3320(251)	005-198-59		
			夜間休日	当直	018-886-3320(225)	018-886-3320(270)	—		
航空自衛隊新潟救難隊	飛行班運用係	運用係長 廣本 義彦	平日日中	飛行班運用係	025-273-9211(221)	025-273-9211(227)	015-503-20		
			夜間休日	当直	025-273-9211(213)	025-273-9211(227)	—		
国土交通省	東北地方整備局企画部	防災課	調整係長 佐藤 幸芳	平日日中	防災課	022-225-2171(3431)	022-224-9410	—	
				夜間休日	担当者携帯	090-7079-9440	022-224-9410	—	
	東京航空局山形空港出張所	航空管制運航情報官	先任航空管制 運航情報官 拝戸 明	運用時間内	航空管制 運航情報官	0237-48-1118	0237-48-1632	—	
				運用時間外	所長携帯	090-1496-7637	—	—	
東京航空局仙台空港事務所	航空管制運航情報官	先任航空管制 運航情報官 広瀬 英二	運用時間内	航空管制 運航情報官	090-1067-2242	022-383-1861	—		
			運用時間外						
海上保安庁	第二管区海上保安本部 警備救難部	環境防災課	第一災害対策係長 池田 隆	平日日中	環境防災課	022-363-0111(3315)	022-363-0251	0-004-6433	
				夜間休日	運用司令センター	022-363-0111	022-367-9098		
	第二管区海上保安本部 仙台航空基地		業務統括管理官 三矢 裕子	平日日中	基地当直	0223-22-2891	0223-22-5941	—	
				夜間休日					
第二管区海上保安本部 酒田海上保安部	警備救難課	救難係長 佐藤 貴則	平日日中	警備救難課救難係 当直	0234-22-1830	0234-22-1868	006-800-6616-0		
			夜間休日						
山形県警	山形県警察本部	地域課	①課長補佐 三澤 健治 ②次長 公平 豊一	平日日中	地域課	023-626-0110(3572)	023-630-2939	—	
				夜間休日					担当者携帯電話① 担当者携帯電話②
	山形県警察本部	警備第二課	係長 結城 克倫	平日日中	災害対策係	023-626-0110(5793)	023-630-2942	006-800-2942	
空港	山形県山形空港事務所		総務保安専門員 阿部 吉一	平日日中	担当者携帯	0237-48-1313 090-5187-9684	0237-48-1659	—	006-800-6610-0
				夜間休日					
	山形県庄内空港事務所		副所長 後藤 拓	運用時間内	事務所	0234-92-4123	0234-92-4122	—	006-800-6615-0(電話) 006-800-6615-8(FAX)
				運用時間外					所長携帯
山形県	山形県立中央病院	総務課	課長補佐 松澤 恭助	平日日中	救命救急担当 休日夜間受付	023-685-2660 023-685-2626	023-685-2601	—	
				夜間休日					
	山形県	地域医療対策課	主事 設楽 衛	平日日中	地域医療対策担当 担当者携帯	023-630-3366 090-9534-4889	023-630-2301	—	
				夜間休日					
山形県消防防災航空隊		隊長 川合 篤	平日日中	管理事務所 担当者携帯	0237-47-3275 090-1494-1816	0237-47-3277	—	006-800-6603-1	
			夜間休日						
山形県 (山形県災害対策本部事務局)	危機管理課	主査 後藤 翔	平日日中	消防担当 当番携帯	023-630-2228 090-3362-0170	023-633-4711	—	006-800-1245	
			夜間休日						

## ヘリコプター等運航依頼票

受付番号		責任者 確認欄	
任務担当機関	消防 国交省	警察 海保	自衛隊 その他
対応機関名： 用調整班記入			

県への要請時間		年 月 日( ) 時 分
要請元	機 関 名	
	担当者 職氏名	連絡先
活動内容	区 分	内 容
	<input type="checkbox"/> 情報収集	
	<input type="checkbox"/> 救出救助	
	<input type="checkbox"/> 救急	
	<input type="checkbox"/> 搬送	
	<input type="checkbox"/> 広報	
<input type="checkbox"/> その他		
発生場所 (搬送元場 外離着陸場)	住所 (市・町・村)	
	防災マップ	ページ 縦: 横:
	GPS座標(日本測地系・世界測地系) 北緯 ° ' " 東経 ° ' "	
	現地担当者 職氏名	連絡先
引継場所 (搬送先場 外離着陸場)	住所 (市・町・村)	
	防災マップ	ページ 縦: 横:
	GPS座標(日本測地系・世界測地系) 北緯 ° ' " 東経 ° ' "	
	現地担当者 職氏名	連絡先
現場指揮者(機関 職 氏名):		
現場連絡手段 無線等種別: コールサイン: 携帯電話:		
要救助者 (傷病者) 他 名	氏 名	(男・女) 歳 (M・T・S・H) 年 月 日生
	住 所	既往歴
人員搬送	人 ※人員の所属、医師、看護師及び家族等同乗者の内訳を記入	
	※DMAT活動における携行品等は、物資搬送欄に記入	
物資搬送	種 類 : 大 小 : 数 量 : 重 量 :	
	※品名、数量及び重量を具体的に記入	

※ヘリコプター等による活動を依頼する場合は、太枠内を記入しヘリ運用調整班に提出してください

## 山形県ヘリコプター等運用調整会議規約

### (目的)

第1条 山形県内における大規模な災害の発生時において、ヘリコプター及び固定翼機（以下「ヘリコプター等」という。）を保有する防災関係機関相互の連携体制の確立を図り、災害時のヘリコプター等による災害対策活動を効率的に実施するとともに安全運航体制を確保するため、山形県ヘリコプター等運用調整会議（以下「ヘリ運用調整会議」という。）を設置する。

### (組織構成)

第2条 ヘリ運用調整会議は、別表の防災関係機関（各機関の所管部署を含む）及び航空関係機関の代表者又は代表者が指定した職員により構成する。

### (所掌事項)

第3条 ヘリ運用調整会議は、次の事項について所掌する。

#### (1) 平時における所掌事項

- ①大規模災害発生時におけるヘリコプター等の災害対策活動計画の策定、見直しに関すること
- ②大規模災害発生時における安全運航確保に関すること
- ③ヘリコプター等の運航に関する情報交換に関すること
- ④ヘリコプター保有機関が多数参加する訓練に関すること
- ⑤その他ヘリ運用調整会議の目的遂行のため必要な事項に関すること

#### (2) 大規模災害等発生時

別途定める「大規模災害発生時におけるヘリコプター等の災害対策活動計画」に基づき、ヘリコプター運用調整班を設置し、山形県災害対策本部事務局と連携しながら、ヘリコプター等の運用調整などを行い、効率的な防災活動を支援する。

### (座長)

第4条 ヘリ運用調整会議に座長を置く。

- 2 座長は、山形県環境エネルギー部危機管理・くらし安心局危機管理課長があたる。
- 3 座長は、ヘリ運用調整会議における議事運営の全般を総括する。

### (会議)

第5条 ヘリ運用調整会議は、毎年度1回開催するほか、座長が必要に応じて招集する。

- 2 会議の議長は、座長があたるものとする。
- 3 座長は、必要があると認めたときは、会議に構成員以外の者の出席を求めることができる。

### (庶務)

第6条 ヘリ運用調整会議の事務は、山形県環境エネルギー部危機管理・くらし安心局危機管理課が担当する。

### (その他)

第7条 この規約に定めるもののほか、ヘリ運用調整会議の運営に関して必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この規約は、平成 24 年 3 月 30 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

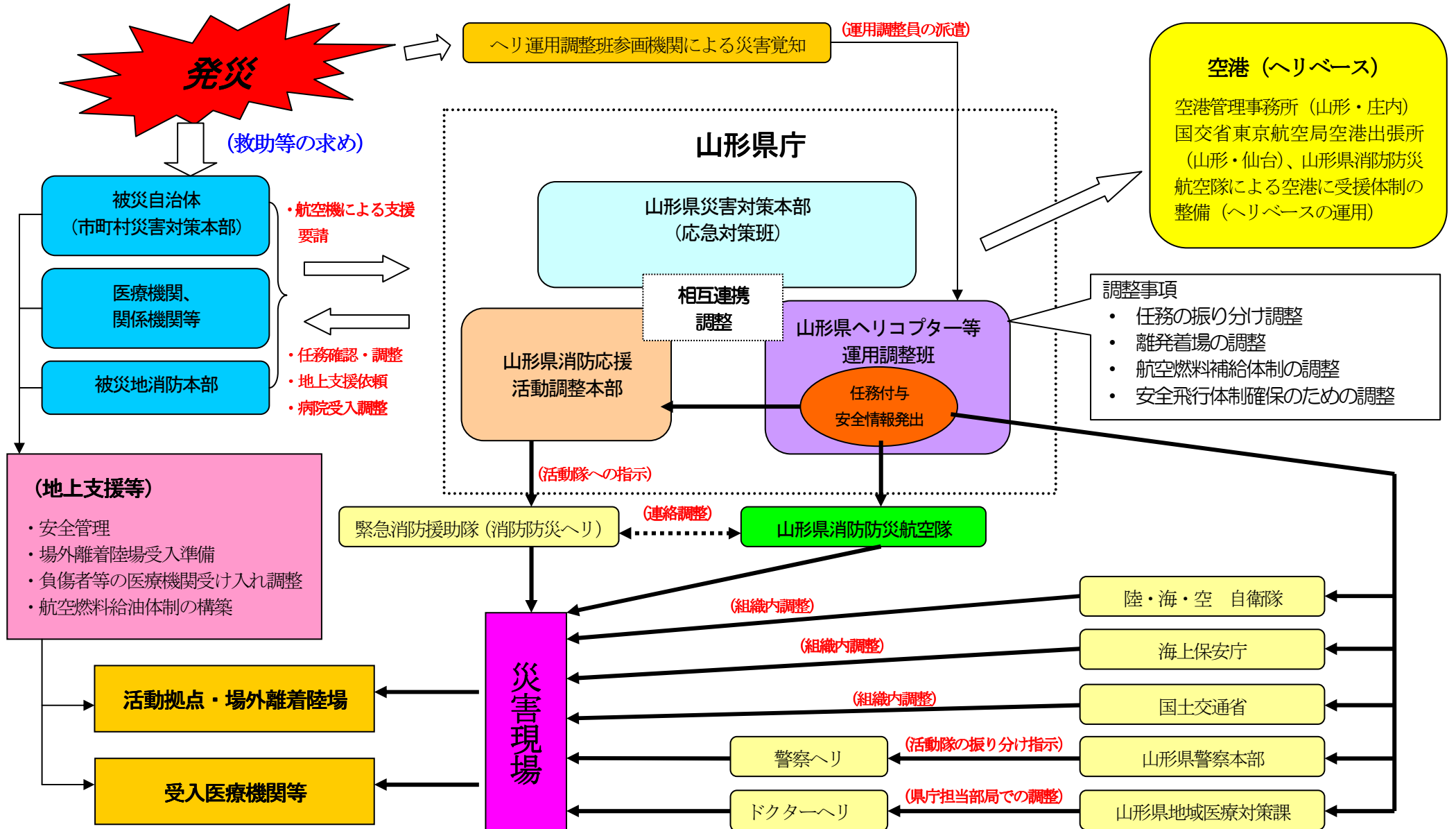
この規約は、平成 28 年 3 月 1 日から施行する。

## 別表

## 山形県ヘリコプター等運用調整会議構成表

構成機関名	構成員職名	摘要
陸上自衛隊東北方面総監部防衛部航空班	航空班長	
陸上自衛隊東北方面航空隊	第3科長	
陸上自衛隊第6師団司令部第3部	航空運用幹部	
陸上自衛隊第6飛行隊	防衛警備幹部	
航空自衛隊秋田救難隊	運用係長	
航空自衛隊新潟救難隊	運用係長	
国土交通省東北地方整備局企画部	防災課長	
国土交通省東京航空局山形空港出張所	山形空港出張所長	
国土交通省東京航空局仙台空港事務所	前任航空管制運航情報官	
海上保安庁第二管区海上保安本部警備救難部 環境防災課	環境防災課長	
海上保安庁第二管区海上保安本部仙台航空基地	業務統括管理官	
海上保安庁第二管区海上保安本部 酒田海上保安部	警備救難課長	
山形県警察本部生活安全部	理事官兼地域課長	
山形県警察本部警備部	警備第二課長	
山形県山形空港事務所	総務保安専門員	
山形県庄内空港事務所	副所長	
山形県立中央病院	副院長	
山形県健康福祉部	地域医療対策課長	
山形県環境エネルギー部危機管理・くらし安心局	危機管理課長	座長
山形県消防防災航空隊	消防防災航空隊長	

# 山形県ヘリコプター等運用調整班活動体系図





# 市町村消防計画の基準

昭和 41 年 2 月 17 日  
消防庁告示第 1 号

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 4 条第 15 号の規定に基づき、市町村消防計画の基準を次のように定める。

## 市 町 村 消 防 計 画 の 基 準

（目的）

**第 1 条** この基準は、市町村が作成する消防計画について、必要な事項を定めるものとする。

（基本方針）

**第 2 条** 消防計画は、市町村の消防機関が災害に対処できるように、組織及び施設の整備拡充を図るとともに、防災活動の万全を期することを主眼とするものでなければならない。

（消防計画の大綱）

**第 3 条** 消防計画の大綱は、次のとおりとする。

- 1 消防力等の整備に関すること。
- 2 防災のための調査に関すること。
- 3 防災教育訓練に関すること。
- 4 災害の予防、警戒及び防ぎよに関すること。
- 5 災害時の避難、救助及び救急に関すること。
- 6 その他災害対策に関すること。

（消防計画の内容）

**第 4 条** 消防計画の内容は、別表のとおりとする。

（消防計画の修正）

**第 5 条** 市町村は、消防計画について、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。

**附 則**

この告示は、昭和 41 年 4 月 1 日から施行する。

別表

計画の種別	計画の指針	計画の項目
1. 組織計画	市町村の消防機関が災害に対処するための組織に関する計画をたてておく。	1. 事務機構 (1) 平常時の消防本部、消防署、消防団及び訓練機関の事務機構 (2) 非常災害時の消防本部、消防署、消防団及び訓練機関の事務機構 2. 災害時の消防隊の編成 (1) 通常災害 ア 消防本部及び消防署の部隊編成 イ 消防団の部隊編成 (2) 非常災害 ア 消防本部及び消防署の部隊編成 イ 消防団の部隊編成 ウ 訓練機関の部隊編成
2. 消防力等の整備計画	消防の施設及び人員の現況を把握し、施設の整備拡充と人員の確保を図るための計画をたてておく。	1. 消防力等の現況 (1) 人員 (2) 施設 (3) 資器材 2. 消防力等の増強 (1) 人員 (2) 施設 (3) 資器材 3. 消防力等の更新 (1) 施設 (2) 資器材 4. 施設及び資器材の整備点検 (1) 定期 (2) 災害後
3. 調査計画	災害に対して、的確な防災活動ができるための、調査に関する計画をたてておく。	1. 消防地理調査 2. 消防水利調査 3. 災害危険区域等調査 4. 被害想定図の作成 5. 林野火災防御図の作成

<p>4. 教育訓練計画</p>	<p>消防職員及び消防団員を教育訓練するための、計画をたてておく。</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 教育 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 学校教養</li> <li>(2) 1 般教養</li> <li>(3) 委託教養等</li> </ol> </li> <li>2. 訓練 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 基礎訓練 <ol style="list-style-type: none"> <li>ア 規律訓練</li> <li>イ 車両訓練</li> <li>ウ 操法訓練</li> </ol> </li> <li>(2) 火災防ぎょ訓練 <ol style="list-style-type: none"> <li>ア 基本訓練</li> <li>イ 建物火災防ぎょ訓練</li> <li>ウ 林野火災防ぎょ訓練</li> <li>エ 船舶火災防ぎょ訓練</li> <li>オ 車両火災防ぎょ訓練</li> <li>カ その他火災防ぎょ訓練</li> </ol> </li> <li>(3) 水災防ぎょ訓練 <ol style="list-style-type: none"> <li>ア 基本訓練</li> <li>イ 水防訓練</li> <li>ウ 浸水地域内火災防ぎょ訓練</li> </ol> </li> <li>(4) 救助救急訓練 <ol style="list-style-type: none"> <li>ア 救助訓練</li> <li>イ 救急訓練</li> </ol> </li> <li>(5) 総合防災訓練</li> </ol> </li> </ol>
<p>5. 災害予防計画</p>	<p>災害を未然に防止し、被害を最小限度に止めるための計画をたてておく。</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 火災予防指導 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 防火管理者</li> <li>(2) 危険物取扱主任者</li> <li>(3) 消防設備士</li> <li>(4) 各団体等</li> </ol> </li> <li>2. 火災予防査察 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 査察対象物の指定</li> <li>(2) 査察の実施 <ol style="list-style-type: none"> <li>ア 定期査察</li> <li>イ 臨時査察</li> <li>ウ 特別査察</li> </ol> </li> </ol> </li> <li>3. 風水害等の予防指導</li> <li>4. 広報活動</li> </ol>
<p>6. 警報発令伝達計画</p>	<p>異常気象時における火災警報等を発令、解除、伝達及び周知するための計画をたてておく。</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 火災警報 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 火災警報発令基準</li> <li>(2) 警報発令及び解除</li> <li>(3) 警報の伝達及び周知</li> </ol> </li> <li>2. その他警報の伝達及び周知</li> </ol>

7. 情報計画	災害の状況を収集し、関係機関に報告、通報するための計画をたてておく。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 情報収集</li> <li>2. 情報報告及び連絡</li> <li>3. 情報広報</li> <li>4. 情報記録</li> </ol>
8. 火災警防計画	火災を警戒し、及び鎮圧するための計画をたてておく。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 消防職員及び消防団員の招集 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 火災警報発令時</li> <li>(2) 通常火災時</li> <li>(3) 非常火災時</li> <li>(4) その他火災時</li> </ol> </li> <li>2. 出動 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) てい察</li> <li>(2) 通常火災</li> <li>(3) 非常火災</li> <li>(4) 応援</li> <li>(5) その他</li> </ol> </li> <li>3. 警戒 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 火災警報発令時</li> <li>(2) 災害時</li> <li>(3) その他</li> </ol> </li> <li>4. 通信 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 平常時の通信体制</li> <li>(2) 非常時の通信統制</li> </ol> </li> <li>5. 望楼 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 望楼の指定</li> <li>(2) 望楼発見区域図</li> </ol> </li> <li>6. 火災防ぎよ <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 危険区域</li> <li>(2) 特殊建物</li> <li>(3) 危険物</li> <li>(4) 放射性物質</li> <li>(5) 林野</li> <li>(6) 船舶</li> <li>(7) 車両</li> <li>(8) その他</li> </ol> </li> </ol>
9. 風水害等警防計画	風水害等を警戒し、及び防ぎよするための計画をたてておく。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 消防職員及び消防団員の招集</li> <li>2. 出動</li> <li>3. 資器材の配備</li> <li>4. 監視警戒</li> <li>5. 事前措置の指示の方法</li> <li>6. 通信統制</li> <li>7. 応急給食</li> </ol>
10. 避難計画	住民の生命、身体	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 勧告及び指示の基準</li> </ol>

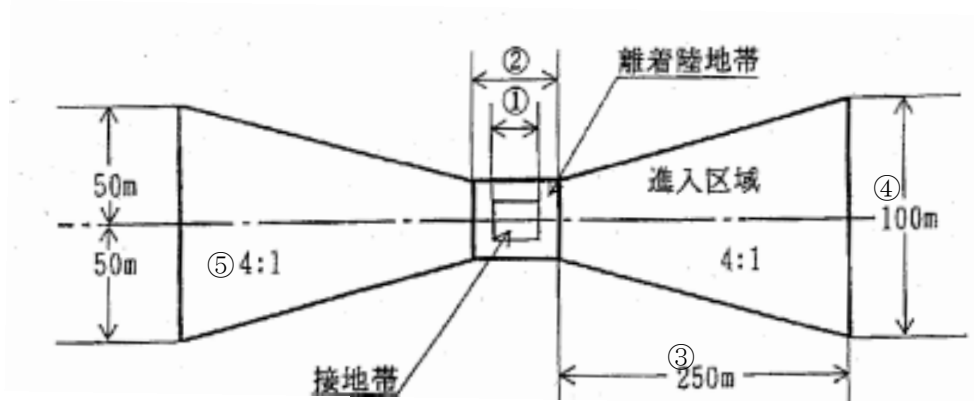
	を災害から保護するための避難に関する計画をたてておく。	<ol style="list-style-type: none"> <li>2. 勧告及び指示の伝達</li> <li>3. 避難場所の指定及び誘導方法</li> <li>4. 避難場所の警戒</li> </ol>
11. 救助救急計画	傷病者が発生したときに救助救急を的確に行なうための計画をたてておく。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 非常招集</li> <li>2. 出動 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 平常時</li> <li>(2) 非常時</li> </ol> </li> <li>3. 通信統制</li> <li>4. 医療機関等との協力体制 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 平常時</li> <li>(2) 非常時</li> </ol> </li> </ol>
12. 応援協力計画	市町村相互及び関係機関等との応援協力に関する計画をたてておく。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 協定機関 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 地方公共団体</li> <li>(2) 関係機関</li> <li>(3) その他団体</li> </ol> </li> <li>2. 応援の方法</li> <li>3. 資料の交換</li> </ol>

## 災害対策用臨時ヘリポート設定基準

ヘリコプターは、風に向かって約 14 度の上昇角、降下角で離着陸するものであることなどから、ヘリポートの設定については、次のことを十分考慮する必要がある。

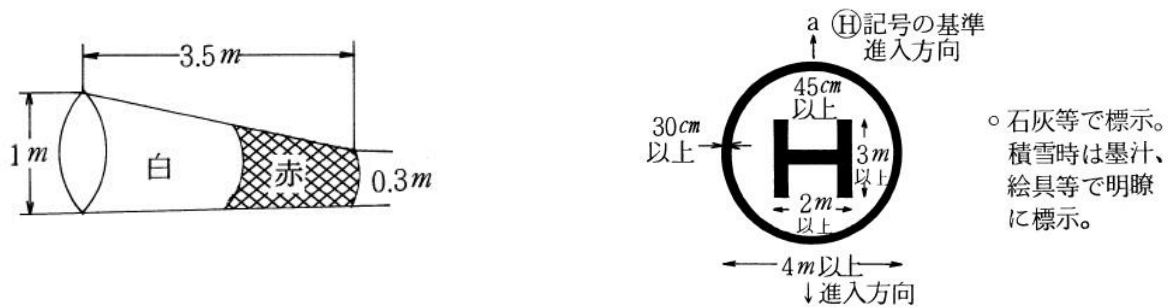
- (1) 仰角 14 度の線上 250m 幅 100m にわたって障害物がないこと。
- (2) 地面は堅固で傾斜 3 度以内であること。
- (3) ヘリポート近くに、上空から確認し得る風の方向を示す吹き流し、または発煙筒を 40～50m 離れた位置に設置すること。
- (4) 離着陸時は風圧等により危険があるので、人を接近せしめないようにすること。
- (5) 着陸地点には、石灰等を用いて H の記号を標示して着陸中心を示すこと。
- (6) 物資を輸送する場合は、とう載量を超過しないため重量計を準備すること。
- (7) 風圧による飛散物(紙、ビニール板等)の撤去又は固定すること。

### ヘリコプター発着点の所要地積



① (m)	② (m)	③ (m)	④ (m)	⑤ (度)
20×20	40×40	250	100	14

風の方向が分かるようヘリポートの近くに吹き流しを立てる。標準寸法は図の通りである。



## 災害救助法適用基準

- 1 当該市町村の区域内で別表の1号に記載した数以上の世帯の住家が滅失したこと  
(災害救助法施行令第1条第1項第1号)
- 2 県内で1,500世帯の住家が滅失した場合であって、当該市町村の区域内で別表の2号に記載した数以上の世帯の住家が滅失したこと (災害救助法施行令第1条第1項第2号)
- 3 県内で7,000世帯の住家が滅失した場合 (災害救助法施行令第1条第1項第3号前段)
- 4 当該災害が隔絶した地域に発生したものであること等により、災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とするなど特別の事情がある場合であって、多数の住家が滅失したこと (災害救助法施行令第1条第1項第3号後段)
- 5 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、以下の内閣府令で定める基準に該当するとき (災害救助法施行令第1条第1項第4号)  
(内閣府で定める基準)
  - ①災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。
  - ②災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。

※ 災害弔慰金等の支給対象災害は、1つの市町村の区域内で5以上の世帯の住居が滅失すれば対象災害となる。

(別表)

災害救助法適用基準被災世帯数早見表 (R2.10.1)

市町村名		適用基準		市町村名		適用基準	
		1号	2号			1号	2号
村山	山形市	100	50	置賜	米沢市	80	40
	上市市	50	25		南陽市	60	30
	天童市	80	40		高畠町	50	25
	山辺町	40	20		川西町	40	20
	中山町	40	20		長井市	50	25
	寒河江市	60	30		小国町	40	20
	河北町	50	25		白鷹町	40	20
	西川町	30	15		飯豊町	40	20
	朝日町	40	20		鶴岡市	100	50
	大江町	40	20		庄内町	50	25
	村山市	50	25		三川町	40	20
	東根市	60	30		酒田市	100	50
	尾花沢市	40	20		遊佐町	40	20
	大石田町	40	20				
最上	新庄市	60	30				
	金山町	40	20				
	最上町	40	20				
	舟形町	40	20				
	真室川町	40	20				
	大蔵村	30	15				
	鮭川村	30	15				
戸沢村	30	15					

注： 滅失世帯数=(全壊、全焼、流失)+(半壊、半焼)×1/2+(床上浸水)×1/3  
 土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は1/3  
 この適用基準の人口は、地方自治法第254条に規定する人口で、官報で公示された最近の国勢調査又はこれに順ずる全国的な人口調査の結果による人口をいうものである。  
 このため、この適用基準の人口は一般的には5年ごとに変更されるものである。

災害救助法による救助の程度、方法及び期間

(県災害救助法施行細則 令和5年7月改正)

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれある者を収容する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 340円以内  高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算する。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能
避難所の設置（法第4条第2項）	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 340円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間（災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間）	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など。やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府との協議が必要 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住宅が全壊、全焼し、又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○ 建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 6,775,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内着工し、速やかに設置	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として6,775,000円以内であればよい。 2 同一敷地内に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。（50戸未満であっても小規模な施設を設置できる。） 3 高齢者等の要配慮者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間は完成の日から2年以内
		○ 賃貸型応急住宅 1 規模 建設型応急住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額		



救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考					
炊き出しその他による食品の供与	1 避難所に収容された者 2 住家への被害若しくは災害により炊事できない者	1人1日当たり 1,230円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)					
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	1 水の購入費、給水若しくは浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材を対象費用とする。 2 輸送費、人件費は別途計上					
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流出、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記の金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 被害の実情に応じ、次の品目の範囲内での現物給付に限る イ 被服、寝具及び身の回り品 ロ 日用品 ハ 炊事用具及び食器 ニ 光熱材料					
					区 分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯
		全壊	夏	19,200	24,600	36,500	43,600	55,200	8,000
		全焼	冬	31,800	41,100	57,200	66,900	84,300	11,600
		流出	夏	6,300	8,400	12,600	15,400	19,400	2,700
半壊	冬	10,100	13,200	18,800	22,300	28,100	3,700		
床上浸水									
医療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具修繕費等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	1 次の範囲内において行う イ 診察 ロ 薬剤又は治療材料の支給 ハ 処置、手術その他の治療及び施術 ニ 病院又は診療所への収容 ホ 看護 2 患者等の移送費は別途計上					
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分娩した者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を必要とする状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産婦による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分娩した日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上					
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の搜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上					

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	住宅が半壊(焼)又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対して、 1世帯当たり 50,000円以内	災害発生の日から10日以内	
日常生活に必要な最小限度の部分の修理	1 住宅が半壊(焼)若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分1世帯当たり ①大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 706,000円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 343,000円以内	災害発生の日から3ヶ月以内(特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6ヵ月以内)	
学用品の給与	住宅の全壊(焼)流出半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒(特殊教育諸学校の児童、生徒を含む)	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,800円 中学校生徒 5,100円 高等学校等生徒 5,600円	災害発生の日から (教科書) 1ヶ月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	各児童・生徒の被災状況に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給(被災市町村の火葬場が被災で使用できない等で他の市町村に運ぶ必要がある等の特殊な事情がある場合に限る)	1体当たり 大人(12歳以上) 219,100円以内 小人(12歳未満) 175,200円以内	災害発生の日から10日以内	1 次の範囲内において行う。 イ 棺(附属品を含む) ロ 埋葬又は火葬(賃金職員等雇上げ費を含む) ハ 骨つぼ及び骨箱 2 災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡しているものと推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 費用は、舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とする。 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 災害発生後3日を経過したものは一応死亡したものと推定している。

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする	（洗浄、消毒等） 1体当り3,500円以内 一時保存 既存建物借上費…通常の実費 既存建物以外…1体当り5,500円以内 検案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ自らの視力では除去することができない者	市町村内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均額が138,700円以内の場合において、当該除去に要した費用の額	災害発生の日から10日以内	費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とする。
輸送費及び賃金職員等雇上費（法第4条第1項）	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費（法第4条第2項）	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障がい者等で避難行動が困難な要配慮者の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	1人1日当り 医師、歯科医師 24,600円以内 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士 15,700円以内 保健師、助産師、看護師及び准看護師 16,700円以内 土木技術者及び建築技術者 16,000円以内 大工 25,400円以内 左官 26,400円以内 とび職 24,500円以内	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

例：実施期間の延長、季別基準の変更、輸送費の範囲の変更等

## 山形県の災害救助法適用状況(昭和30年以降)

R5. 3. 1現在

	適用年月日	災害の種類	適用市町村数	適用市町村	適用
1	S30. 06. 25	水害	5	不明	
2	S31. 07. 17	水害	8	不明	
3	S31. 08. 05	水害	2	不明	
4	S33. 07. 28	水害(台風11号)	2	不明	
5	S33. 09. 18	水害(台風21号)	1	不明	
6	S33. 09. 27	水害(台風22号)	3	不明	
7	S34. 07. 22	水害	1	不明	
8	S39. 06. 16	新潟地震	2	鶴岡市、遊佐町	
9	S39. 06. 17	新潟地震	1	酒田市	
10	S39. 06. 18	新潟地震	1	温海町	
11	S42. 08. 28	水害	12	※1	
12	S44. 08. 08	集中豪雨	2	大石田町、戸沢村	
13	S49. 04. 26	山崩れ	1	大蔵村	
14	S49. 08. 01	集中豪雨	1	新庄市	
15	S50. 08. 06	集中豪雨	1	真室川町	
16	S51. 10. 29	火災	1	酒田市	
17	H25. 02. 26	豪雪	1	尾花沢市	4号
18	H25. 02. 28	豪雪	1	大石田町	4号
19	H25. 05. 01	地すべり	1	戸沢村	4号
20	H25. 07. 22	豪雨	4	※2	4号
21	H26. 07. 09	豪雨	1	南陽市	1号
22	H30. 08. 31	豪雨	7	※3	4号
23	R2. 07. 28	豪雨	31	※4	4号
24	R4. 08. 03	豪雨	10	※5	4号
25	R4. 12. 31	土砂崩れ	1	鶴岡市	4号
		計	101		

※1 上山市、中山町、大江町、大石田町、米沢市、南陽市、高島町、川西町、長井市、小国町、白鷹町、飯豊町

※2 大江町、南陽市、長井市、白鷹町

※3 新庄市、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村、戸沢村

※4 金山町、真室川町、鮭川村、遊佐町を除く31市町村

※5 米沢市、寒河江市、長井市、南陽市、大江町、高島町、川西町、小国町、白鷹町、飯豊町